

名古屋市建築物耐震改修促進計画

平成 28 年 12 月

名古屋市

第1章 計画の目的等	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 近年の大震災と地震被害の想定	2
(1) 阪神・淡路大震災、熊本地震、東日本大震災の被害.....	2
(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定	2
1-3 計画の目的等	4
(1) 計画の目的	4
(2) 計画の位置づけ	4
1-4 国、愛知県の基本方針	5
第2章 計画の基本的事項	6
2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物	6
(1) 対象区域	6
(2) 計画期間	6
(3) 対象建築物	6
(4) 耐震診断義務付け対象建築物	7
(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定.....	10
2-2 耐震化の状況	13
(1) 住宅の耐震化の状況	13
(2) 特定の建築物の耐震化の状況	14
(3) 市有建築物の耐震化の状況	17
2-3 耐震化の目標	18
(1) 住宅の耐震化の目標	18
(2) 特定の建築物の耐震化の目標	20
(3) 市有建築物の耐震化の目標	21
第3章 住宅の耐震化促進の取り組み	22
3-1 住宅の耐震化促進の基本的な方針	22
3-2 耐震化促進支援制度等	22
(1) 耐震診断・耐震改修に係る助成制度等.....	22
(2) 住宅に係る耐震改修促進税制等	24
(3) 耐震リフォーム融資	24
(4) 住宅の改修時の仮住居の提供	24
(5) 施策パッケージ	24
3-3 啓発	25

(1) 耐震相談員の派遣	25
(2) 地域における耐震化の取り組みの促進	25
(3) 木造住宅への啓発	27
(4) 非木造住宅への啓発強化	27
(5) 住宅への支援事業等との連携	28
(6) 情報提供	28
3-4 県・他都市・関係団体等との連携による取り組み	31
(1) 愛知県建築物地震対策推進協議会	31
(2) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会	31
(3) その他	32

第4章 建築物の耐震化促進の取り組み 33

4-1 建築物の耐震化促進の基本的な方針	33
(1) 特定既存耐震不適格建築物等	33
(2) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物	33
(3) 市有建築物	33
4-2 耐震化促進支援制度等	33
(1) 耐震診断・耐震改修に係る助成制度等	34
(2) 耐震改修促進税制及び融資制度	35
4-3 特定既存耐震不適格建築物等への啓発・指導等	35
(1) 特定既存耐震不適格建築物等	35
(2) 特定既存耐震不適格建築物等への啓発・指導	36
(3) 耐震診断義務付け建築物についての公表・命令・指導・指示等	36
(4) 特定既存耐震不適格建築物についての指導・指示等	37
(5) 建築基準法に基づく勧告・命令	38

第5章 関連する安全対策 39

(1) 耐震化の円滑な促進のための措置	39
(2) 耐震シェルター等設置の促進	39
(3) 家具の転倒防止対策	40
(4) ブロック塀等の安全対策	40
(5) 窓ガラス・天井の落下防止対策	41
(6) エレベーターの安全対策	41
(7) 長周期地震動対策	41
(8) 建築物の敷地の安全対策	42

- 資料-1 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量
- 資料-2 広域避難場所接続道路
- 資料-3 平成 18 年国土交通省告示第 184 号 別表
- 資料-4 耐震化支援制度の利用実績
- 資料-5 住宅に係る耐震改修促進税制等
- 資料-6 住宅金融支援機構の融資制度
- 資料-7 特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅の活用
- 資料-8 木造住宅密集地域の改善施策
- 資料-9 住宅への支援事業等
- 資料-10 耐震改修促進法により定義される建築物の用途・規模要件
- 資料-11 建築基準法第 10 条、建築基準法施行令第 14 条の 2
- 資料-12 長周期地震動対策の対象地域（中京地域）
- 資料-13 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（抜粋）
- 資料-14 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）（抜粋）

第1章 計画の目的等



1-1 計画策定の背景

平成28年4月に熊本地震が発生しました。阪神・淡路大震災と同様、直下型の極めて強い地震でしたが、建築物の倒壊やそれに伴う人的被害は阪神・淡路大震災に比べて少なくなっています。耐震対策による耐震化率の向上が一因と考えられ、建築物の耐震化の重要性が改めて明らかになりました。

名古屋市では、南海トラフ沿いの巨大地震の発生が懸念されており、住宅や建築物を耐震化することにより、地震被害を軽減することが重要な課題です。

日本は環太平洋地震帯に位置することから、これまでも大規模地震が頻発してきました。平成7年1月の阪神・淡路大震災では6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人にのぼり、さらにこの約9割の4,831人の方の命が住宅・建築物等の倒壊により失われています。

平成28年4月に、観測史上はじめて震度7を2回記録する熊本地震が発生しました。阪神・淡路大震災と同様、浅い震源の直下型大地震であり大きな被害を受けましたが、住宅の損壊や建築物等の倒壊による人的被害は阪神・淡路大震災に比べて少なくなっています。阪神・淡路大震災以降の20年の間に建築物の耐震対策が進んだことによる耐震化率の向上が理由の1つと考えられています。この地震では、建築物の耐震化の重要性が改めて明らかになりました。

名古屋市においては、南海トラフ沿いの巨大地震の発生が懸念されています。南海トラフ沿いの巨大地震は今後30年以内に70%の確率で発生するといわれています。市内での最大震度は6強から7と想定され、多くの人的被害、建物被害も予想されており、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等による被害を軽減することが重要な課題となっています。

建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、阪神・淡路大震災を受けて平成7年に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が平成18年1月に改正・施行され、地方公共団体において計画的な耐震化を進めるため、市町村は耐震改修促進計画を策定するよう努めることとされました。名古屋市においても平成20年3月に「名古屋市建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、これまで様々な耐震化促進のための取り組みを行ってきました。

国においては、建築物の耐震化を強力に促進するべく、不特定多数の者が利用する大規模建築物などを対象とした耐震診断の義務化を柱とした改正耐震改修促進法が平成25年11月に施行され、名古屋市においても、改正内容を反映するため、平成26年8月に本計画の一部改定を行い、あわせて実施中の施策を記載しました。

本計画に基づきこれまで耐震化の促進に努めてきましたが、引き続き新たな計画を策定し、住宅や建築物の所有者等の取り組みを支援するなど、耐震化の一層の向上を目指します。

1-2 近年の大震災と地震被害の想定

(1) 阪神・淡路大震災、熊本地震、東日本大震災の被害

近年の大震災の被害状況をまとめています。阪神・淡路大震災、熊本地震は直下型の地震です。どちらも住宅被害の大部分は地震の揺れによるものです。阪神・淡路大震災から20年以上経過した熊本地震では、住宅の倒壊やそれに伴う人的被害は阪神・淡路大震災と比べて少なくなっています。

	阪神・淡路大震災※ ¹ (兵庫県南部地震)			熊本地震※ ²		
発生日時	平成7年1月17日5時46分			平成28年4月16日1時25分		
地震の規模	マグニチュード7.3			マグニチュード7.3		
最大震度	震度7(神戸市須磨区ほか)			震度7(熊本県熊本地方)		
地震型	直下型			直下型		
人的被害		死者数	%		死者数	%
	家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8	警察が検視により確認している死者数	49	100.0
	焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0			
	その他	121	2.2			
合計	5,502	100.0	合計	49	100.0	
住宅被害	全壊	104,906 棟		全壊	8,066 棟	
	半壊	144,274 棟		半壊	27,672 棟	
	一部損壊	390,506 棟		一部損壊	130,746 棟	

※¹ 阪神・淡路大震災 人的被害：平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ
消防庁確定報（平成18年5月19日）による死者数は6,434名

住宅被害：消防庁確定報（平成18年5月19日）

※² 熊本地震 人的被害：消防庁第70報（平成28年8月3日現在）関連死などを含む死者数は87名
住宅被害：消防庁第70報（平成28年8月3日現在）

東日本大震災は海溝型の地震です。住宅被害は地震の揺れによるものもありましたが、大部分は津波によるものです。ただし、地震での建築物等の倒壊により避難ができなかったことも考えられるため、円滑な避難をするためにも建築物の耐震化が重要です。

	東日本大震災※ ³ (東北地方太平洋沖地震)		
発生日時	平成23年3月11日14時46分		
地震の規模	マグニチュード9.0		
最大震度	震度7(宮城県栗原市)		
地震型	海溝型		
人的被害		死者数	%
	溺死	14,308	90.7
	圧死、損傷死、その他	667	4.2
	焼死	145	0.9
	不詳	666	4.2
合計	15,786	100.0	
住宅被害	全壊	127,291 棟	
	半壊	272,810 棟	
	一部損壊	766,097 棟	

※³ 東日本大震災
人的被害：警察庁調べ（平成24年3月11日現在）
住宅被害：消防庁第149報（平成26年3月1日現在）

(2) 南海トラフ巨大地震の被害想定

名古屋市は平成26年2月に公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」をもとに、想定される震度と液状化の可能性を示したマップを作成しています。（図1-1 参照）

南海トラフにおいて、おおむね 100～200 年の間隔で繰り返し発生する地震として「過去の地震を考慮した最大クラス」と、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の 2 つの地震を想定しています。

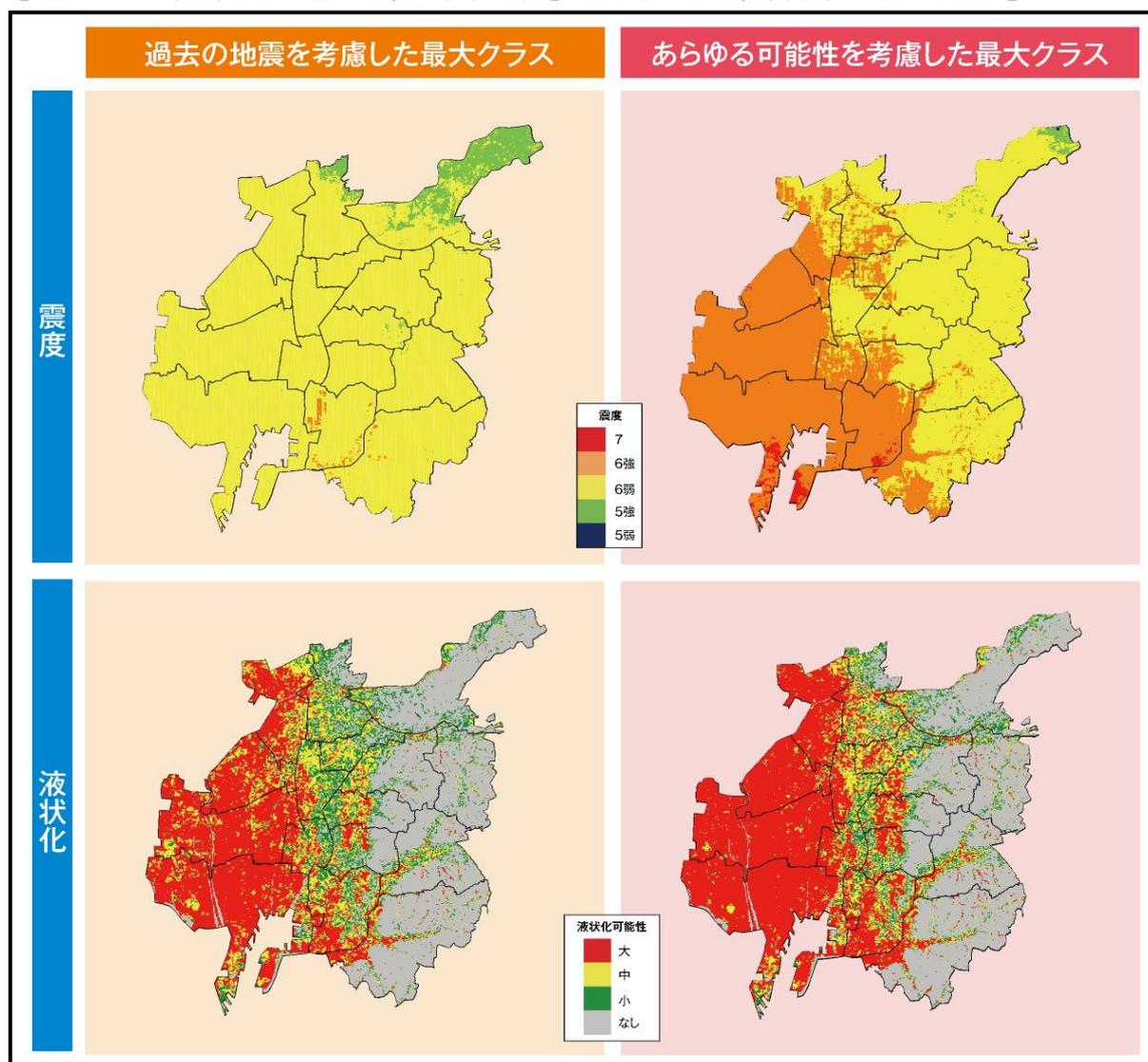
また、この 2 つの地震に係る人的被害や建物被害の推計を平成 26 年 3 月に公表し、防災対策を講じた場合の被害軽減効果の推計もあわせて行っています。

【本市における人的被害や建物被害の想定】（抜粋）

	過去の地震を考慮した最大クラス		あらゆる可能性を考慮した最大クラス	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数 ※1	約 1,400 人	約 100 人	約 6,700 人	約 1,500 人
重傷者数 ※1	約 600 人	約 400 人	約 3,000 人	約 1,400 人
軽傷者数 ※1	約 4,500 人	約 2,400 人	約 12,000 人	約 6,900 人
地震動による全壊棟数 ※2	約 4,900 棟	約 2,400 棟	約 34,000 棟	約 9,900 棟

※1 冬・深夜のケース ※2 冬・夕 18 時のケース

【 図 1-1 「南海トラフ巨大地震の被害想定」をもとにした震度と液状化の可能性】



1-3 計画の目的等

大規模地震災害に備えて、市民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

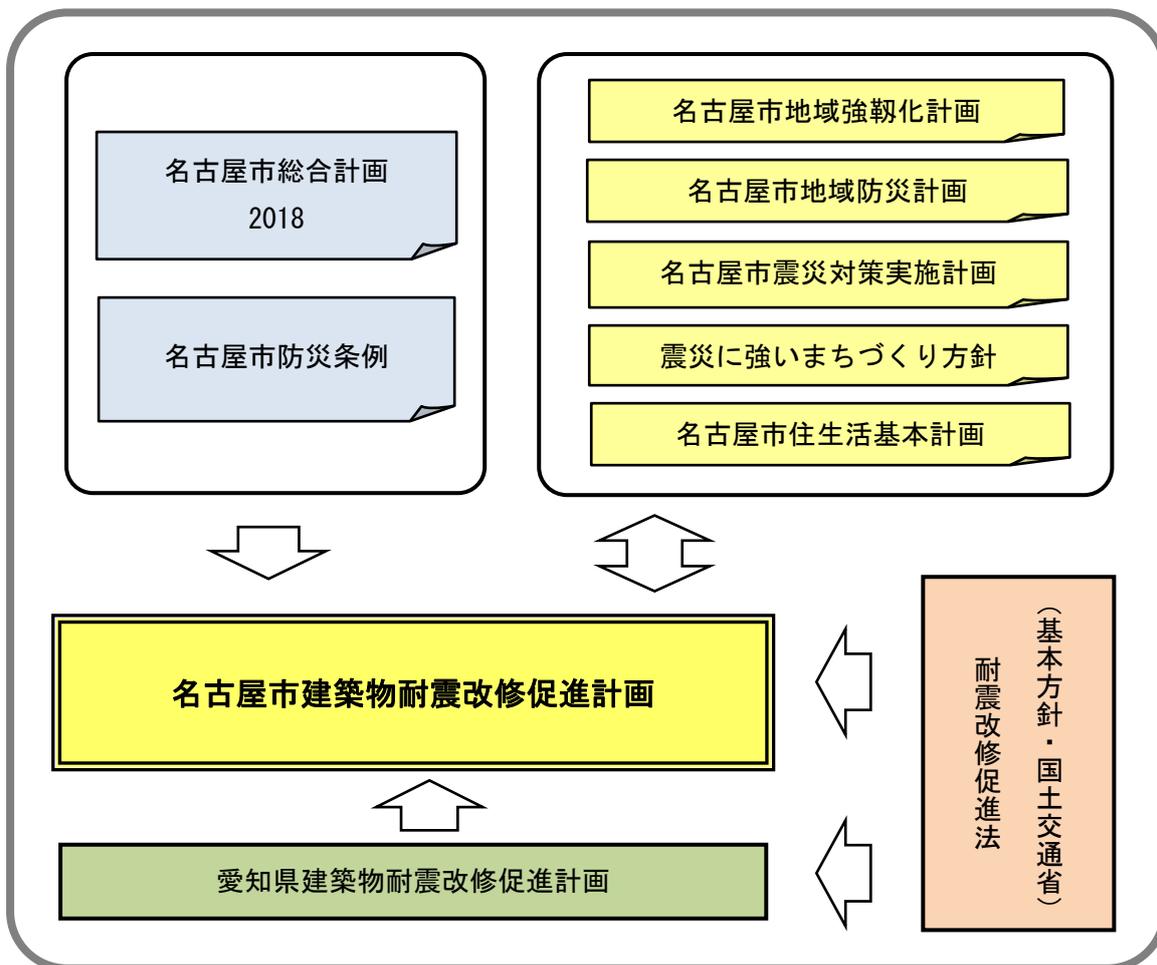
(1) 計画の目的

名古屋市は、これまで住宅の耐震化に積極的に取り組み、約3万8千戸の耐震診断、約4千戸の耐震改修助成を行ってきましたが、地震の被害から市民の生命・財産を守るためには対象を住宅以外にも拡大するとともに、迅速かつ着実に耐震改修を促進していく必要があります。そのため、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法、国の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）及び愛知県建築物耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）に基づき定めます。また、名古屋市総合計画2018や名古屋市防災条例を受け、名古屋市地域強靱化計画、名古屋市地域防災計画等に関連する計画として策定するものです。

【 図 1-2 名古屋市建築物耐震改修促進計画の位置づけ 】



1-4 国、愛知県の基本方針

国の基本方針は、住宅や建築物について、平成 32 年までに耐震化率を 95%にすることを目標としています。

また、県計画でも同様の目標が示されています。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標が示されたのを踏まえ、国の基本方針が平成 28 年 3 月に改正されました。改正後の国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

県計画は、平成 24 年 3 月の策定により、住宅の耐震化率について平成 32 年度までに 95%にすることを目標とし、多数の者が利用する建築物をはじめ特定既存耐震不適格建築物等※については、耐震性のない棟数を平成 23 年度との比較で平成 32 年度までに 1/5（耐震化率 95%相当）に削減することを目標としています。

※「特定既存耐震不適格建築物等」とは、「特定既存耐震不適格建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」をいう。（P8 表 2-1 参照）

■ 熊本地震における建築物被害の原因分析を踏まえた主な取組方針（国土交通省）

国土交通省は、平成 28 年 10 月 5 日に開催された社会資本整備審議会建築分科会第 23 回建築物等事故・災害対策部会にて、「熊本地震における建築物被害の原因分析を踏まえた主な取組方針」を明らかにしました。

1. 倒壊等防止のための取組方針

○ 現行の耐震基準※については、有効性を確認

これをさらに強化するのではなく、既存ストックを含め、現行基準が求める耐震性能の確保を目指す。

※昭和 56 年に導入された新耐震基準（木造は平成 12 年に接合部等の仕様を明確化）

① 旧耐震基準の建築物について、耐震改修、建替え等の促進

② 新耐震基準の建築物について、接合部の重要性を踏まえ、以下の対策を実施

・既存の木造住宅について、平成 12 年以前のものを中心に、リフォーム等の機会をとらえ、同年に明確化した仕様に照らして、接合部等の状況を確認することを推奨（効率的な確認方法を年度内目途にとりまとめ）

・接合部について、適切な設計・施工がなされるよう、関係主体に注意喚起

③ 平成 26 年に新たに基準を設けた特定天井について、耐震改修等の促進

（以下、略）

第2章 計画の基本的事項



2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、名古屋市全域とします。

(2) 計画期間

本計画では、平成28年度から32年度の5年間を計画期間とし、耐震化の目標の設定とその組みを行っていきます。

また、耐震化の進捗状況や法制度の改正などを勘案の上、本計画内容を検証し、必要に応じ適宜、計画内容や目標の見直し又は個別計画の策定を行います。

(3) 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定の建築物を対象に、目標を設定して耐震化の促進を図っていきます。

住宅

住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅で、居住世帯のあるものとします。

特定の建築物

耐震改修促進法第14条第1号から第3号に掲げる建築物を「特定の建築物」と定義します。

① 多数の者が利用する建築物

（耐震改修促進法第14条第1号）

学校、体育館、病院、集客施設など多数の者が利用し、一定の規模を持つ建築物が対象です。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物倉庫や化学工場など危険物を貯蔵・処理する建築物が対象です。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

（耐震改修促進法第14条第3号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路※の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物が対象です。

※（P11 図2-2参照）

(4) 耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物のうち、耐震診断が義務付けられた建築物は、以下のとおりです。

①要緊急安全確認大規模建築物（表 2-1、2-2 参照）

耐震改修促進法附則第 3 条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁（名古屋市）に報告することが義務付けられており、その結果は公表することになっています。

②要安全確認計画記載建築物（表 2-1、2-2 参照）

耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの）である以下の建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成 31 年 3 月 31 日までに所管行政庁（名古屋市）に報告することが義務付けられており、その結果は公表することになっています。

i) 防災拠点建築物（第 7 条第 1 号）

耐震改修促進法第 7 条第 1 号の適用を受け、法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき県計画に記載される防災拠点建築物として、下記の建築物が指定されています。

- ア 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）であるもの
- イ 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）であるもの

ii) 耐震診断義務付け路線の沿道建築物（第 7 条第 2 号）

耐震改修促進法第 7 条第 2 号の適用を受け、同法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき県計画に記載される道路の沿道建築物で、前面道路の幅員の 1/2 に相当する高さを超える建築物（P10 図 2-1 参照）であって、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物※に限る。）をいいます。

県計画においては、耐震改修促進法第 7 条第 2 号の適用を受ける道路として、第 1 次緊急輸送道路を基本に、50 路線、約 873 km が指定されています。このうち、名古屋市内では 23 路線、約 190 km が指定されています。（P11 図 2-2 参照）

※「耐震不明建築物」とは、耐震改修促進法施行令第 3 条に規定する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物をいう。

【表 2-1 既存耐震不適格建築物*の種類と位置づけ】

*「既存耐震不適格建築物」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない既存不適格建築物をいう。
(第 5 条)

種別	耐震診断			耐震改修		
	所有者	所管行政庁		所有者	所管行政庁	
		報告命令 ・ 結果公表	指導 ・ 助言		指示 ・ 公表	指導 ・ 助言
<p>①要安全確認計画記載建築物 (第 7 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が指定する防災拠点建築物 (第 1 号) ・都道府県が指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物 (第 2 号) ・市町村が指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物 (第 3 号) <p>※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの</p>	義務 (地方公共 団体が定め る期限まで に報告)	○		努力義務 (地震に対 する安全性 の向上を図 る必要があ るとき)	○	○
<p>②特定既存耐震不適格建築物 (第 14 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者が利用する建築物 (第 1 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 2 号) ・地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (第 3 号) 	努力義務		○	努力義務 (地震に対 する安全性 の向上を図 る必要があ るとき)	○	○ (一定の 用途及び 規模以上)
<p>③要緊急安全確認大規模建築物 (附則第 3 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する建築物 (第 1 項第 1 号) ・避難弱者が主として利用する建築物 (第 1 項第 2 号) ・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (第 1 項第 3 号) <p>※昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの</p>	義務 (平成 27 年 12 月 31 日 までに 報告)	○		努力義務 (地震に対 する安全性 の向上を図 る必要があ るとき)	○	○
<p>④一定の既存耐震不適格建築物 (第 16 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①、②以外の建築物 	努力義務		○	努力義務 (必要に応 じ)	○	

【表 2-2 耐震改修促進法により定義される建築物の用途・規模要件】

用途		特定の建築物の規模要件	耐震診断義務付け対象建築物の規模要件
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
学校	「小学校等」以外の学校		
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量*以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物	要 安 全 確 認 計 画 記 載 建 築 物 耐震改修促進計画で指定する耐震診断義務付け路線の沿道建築物であって、一定の高さ以上の建築物
防災拠点建築物			都道府県耐震改修促進計画で指定する防災拠点である建築物(避難所、災害拠点病院など)

※資料編 資料-1 参照

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

本計画では、愛知県が指定した耐震診断義務付け路線に加え、耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路として、同法第6条第3項第2号に基づき、以下に掲げる「緊急輸送道路」及び「広域避難場所接続道路」を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。なお、県指定の耐震改修義務付け路線部分との重複を避けて指定します。(図2-2 参照)

①緊急輸送道路

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、愛知県地域防災計画の第1次、第2次緊急輸送道路をいいます。

②広域避難場所接続道路 資料編 資料-2 参照

地震等の災害発生時において、避難者が広域避難場所へ避難する場合に、緊急輸送道路からの通行を確保する必要がある道路をいいます。

緊急輸送道路が広域避難場所に通じていない場合で、緊急輸送道路から広域避難場所に通じる道路を少なくとも1路線設定します。

なお、広域避難場所とは、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域から避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等です。

【 図 2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物】

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物）は、耐震改修促進法施行令に基づき、以下のとおりと定められています。

「耐震改修促進法施行令」

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

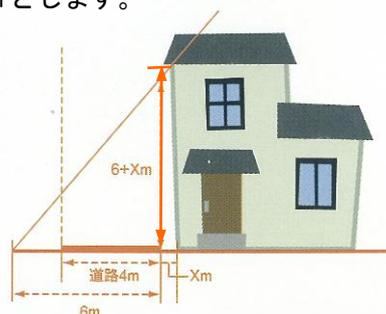
道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2とします。

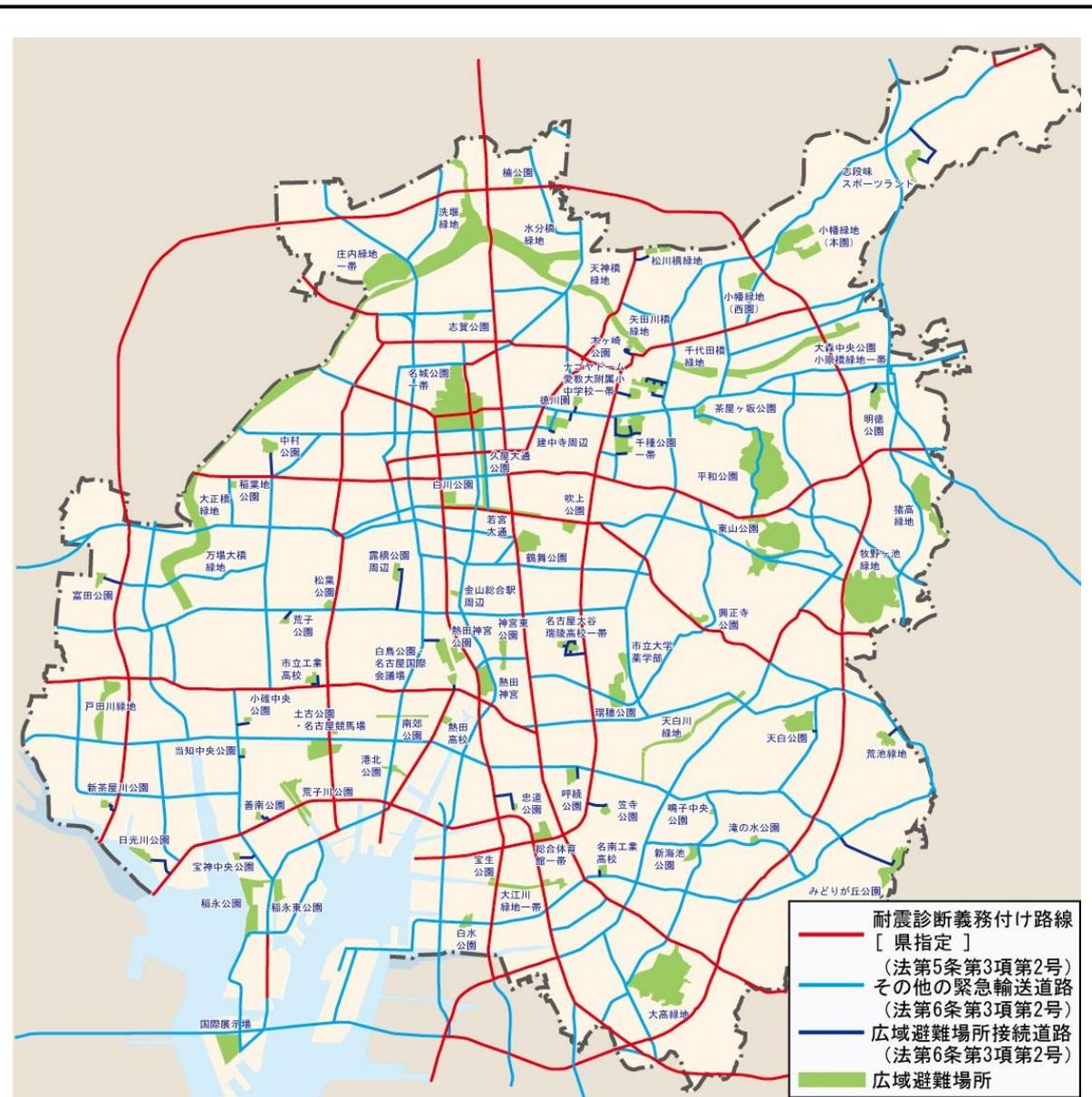


道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が12m以下の場合は、6mとします。



【図 2-2 地震発生時に通行を確保すべき道路】



【名古屋市内の耐震診断義務付け路線一覧】

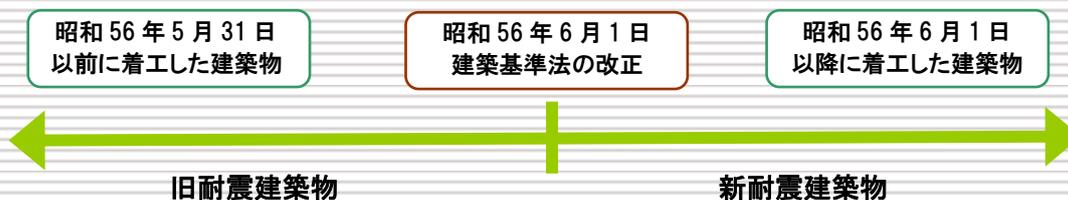
路線名	沿線区	路線名	沿線区
1 国道1号	瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑区	13 (主)名古屋長久手線	千種区、中村区、中区、名東区
2 国道19号	東区、北区、中区、熱田区、守山区	14 (主)名古屋津島線	中村区、中区
3 国道22号	西区、中区、熱田区	15 (主)名古屋環状線	千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区
4 国道23号	港区、南区、緑区		
5 国道41号	東区、北区	16 (主)堀田高岳線	東区、中区、昭和区、瑞穂区
6 国道153号	千種区、昭和区、天白区	17 (主)金城埠頭線	港区
7 国道154号	熱田区、港区	18 (一)田名名古屋線	東区、中区
8 国道155号	守山区	19 (一)港中川線	港区
9 国道247号	熱田区、南区	20 (都)矢場町線	千種区、中区
10 国道302号	北区、西区、中川区、港区、守山区、緑区、名東区、天白区	21 (都)名古屋環状線	港区
		22 (都)東志賀町線	北区
11 (主)名古屋中環状線	緑区	23 (都)大津町線	北区、中区
12 (主)名古屋多治見線	東区、北区、守山区		

※ (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (都)：都市計画道路

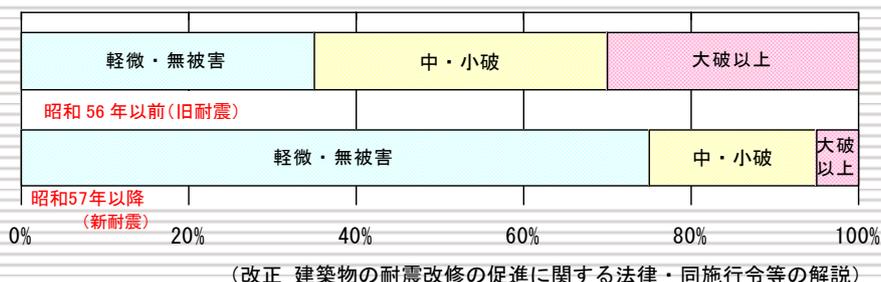
■ 新耐震建築物とは

建築物の構造の安全性に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この改正された基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災のほか、その後の大地震においても大きな被害を受けたものは少なく、概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）は大きな被害を受けたものが数多くみられ、耐震性に疑問があるとされています。



■ 阪神・淡路大震災の建物被害



■ 耐震性とは



- 昭和56年6月以降に建築された建築物
- 耐震診断の結果、安全が確認された建築物
- 耐震改修を実施し、安全となった建築物



- 昭和56年5月以前に建築され耐震診断を実施していない建築物
- 耐震診断の結果、安全でない確認された建築物

■ 耐震化率とは

$$\text{耐震化率(\%)} = \frac{\text{「耐震性あり」の建築物の数}}{\text{対象となる建築物の総数}} \times 100$$

2-2 耐震化の状況

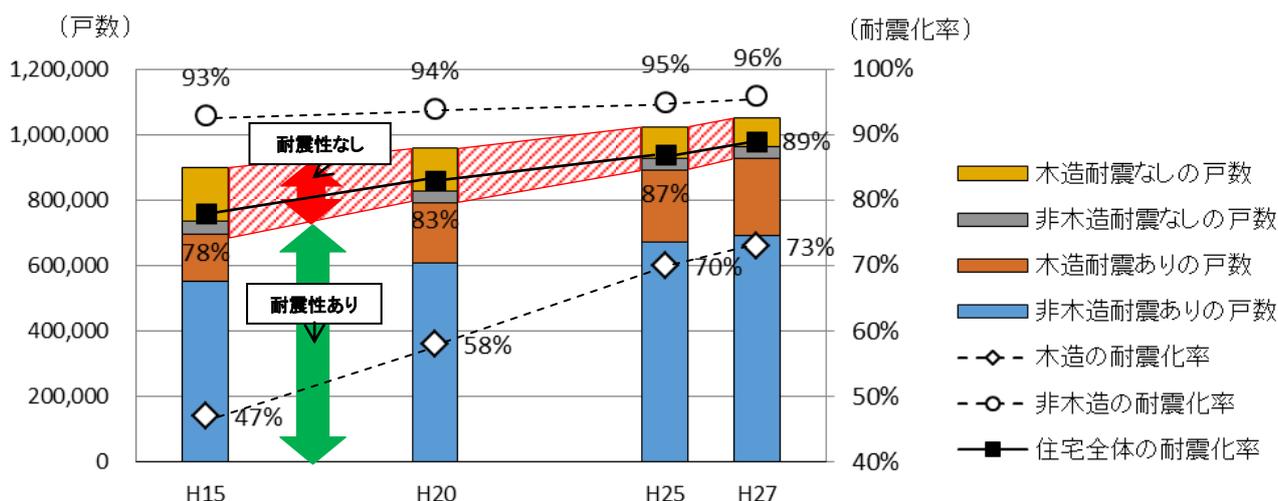
名古屋市の耐震化の状況を耐震化率からみると、住宅が89%、多数の者が利用する建築物が84%です。また、多数の者が利用する建築物のうち市有建築物では98%となっています。（いずれも平成27年度現在）

(1) 住宅の耐震化の状況

名古屋市における住宅の耐震化の状況は、5年ごとに国が行う「住宅・土地統計調査」をもとに推計しています。そのトレンドから前計画の目標年度である平成27年度の耐震化状況を推計すると、居住世帯のある住宅の総数約105万戸のうち、耐震性があると判断されるものは、約93万戸となっており、約89%の住宅で耐震性があると推計されています。

一方、耐震性がないと判断される住宅が約12万戸あり、特に木造住宅の耐震化率は約73%と低い値であることから、木造住宅の耐震化を促進することが特に重要です。

【図 2-3 住宅の耐震化の状況】



【表 2-3 住宅の耐震化の状況】

(単位: 戸)

住宅	新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	計			
木造住宅	206,400	16,500	97,300	113,800	320,200	222,900	70%
	178,200	4,200	131,500	135,700	313,900	182,400	58%
	137,400	7,600	161,400	169,000	306,400	145,000	47%
非木造住宅	556,400	113,300	33,900	147,200	703,600	669,700	95%
	492,500	117,000	36,400	153,400	645,900	609,500	94%
	424,400	127,000	39,900	166,900	591,300	551,400	93%
合計	762,800	129,800	131,200	261,000	1,023,800	892,600	87%
	670,700	121,200	167,900	289,100	959,800	791,900	83%
	561,800	134,600	201,300	335,900	897,700	696,400	78%

(上段: 平成25年度時点(平成25年住宅・土地統計調査及び愛知県人口動向調査をもとに推計))

(中段: 平成20年度時点(平成20年住宅・土地統計調査をもとに推計))

(下段: 平成15年度時点(平成15年住宅・土地統計調査をもとに推計))

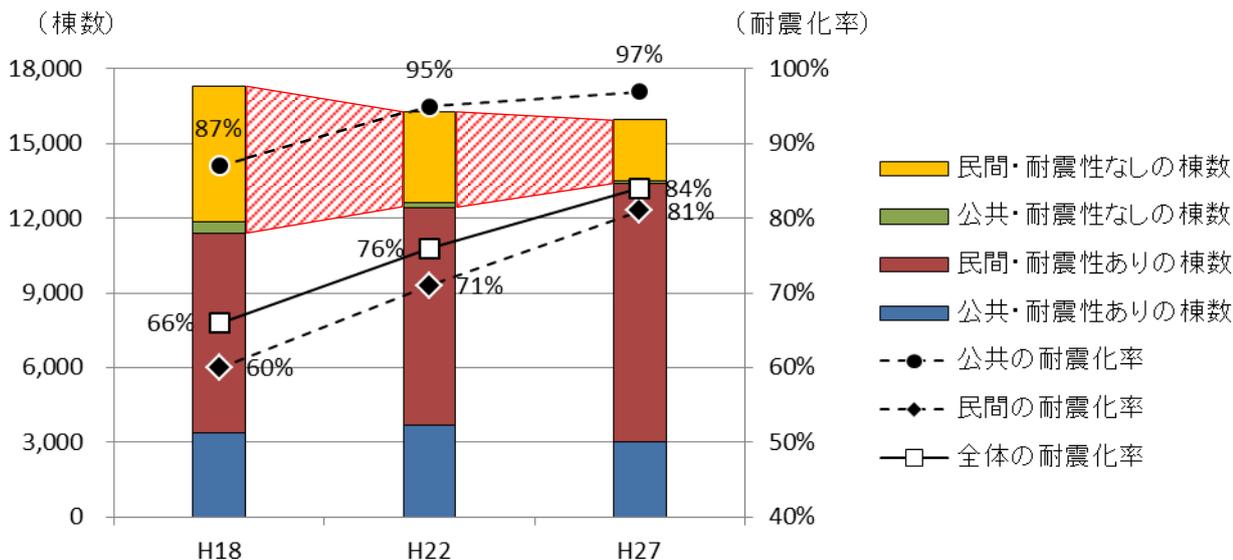
(2) 特定の建築物の耐震化の状況

名古屋市における特定の建築物の耐震化の状況は、消防局の防火建築物データ等をもとに対象建築物を把握し、旧耐震建築物についてはアンケート調査、実地調査などの建築物調査により耐震化状況を確認しています。

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、耐震化率が約 84% であり、公共建築物は約 97% になっていますが、民間建築物の耐震化率は約 81% となっています。

【図 2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（公共・民間別）】

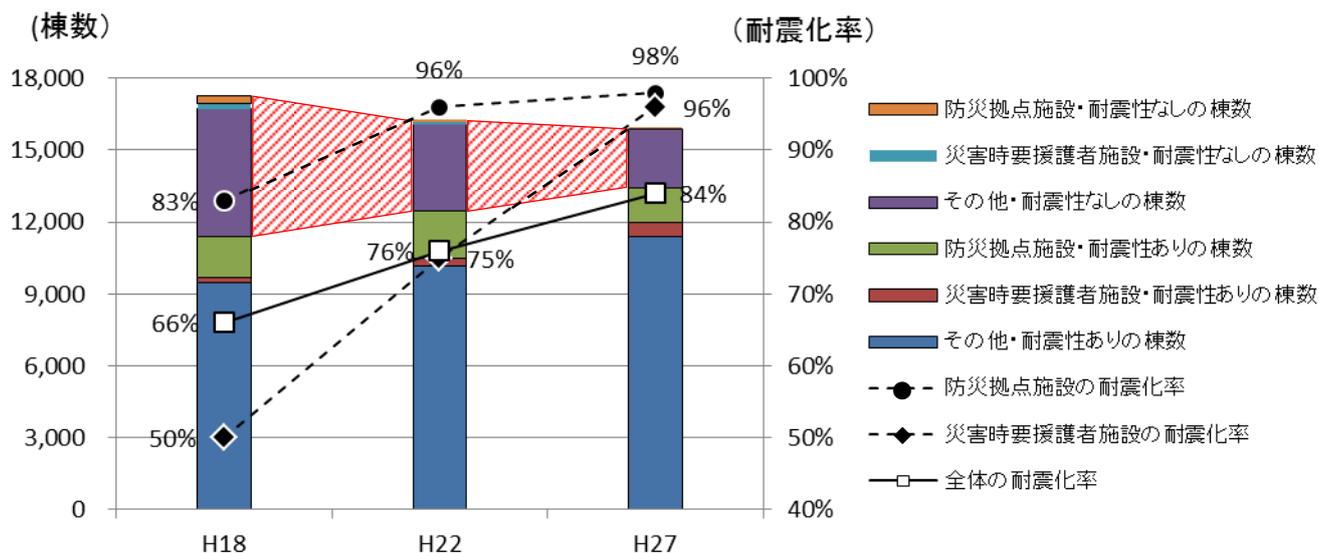


多数の者が利用する建築物を、「防災拠点施設」、「災害時要援護者施設」、「その他」に区分すると、耐震化率はそれぞれ、「防災拠点施設」が約 98%、「災害時要援護者施設」が約 96%、「その他」が約 82% となっています。

多数の者が利用する建築物の「防災拠点施設」、「災害時要援護者施設」、「その他」の区分は以下のとおりです。

防災拠点施設	災害時に防災活動の拠点となる施設で、主に庁舎、区役所、警察署、消防署、保健所、災害時に拠点となる病院、学校、体育館など
災害時要援護者施設	災害時に援護が必要な者が利用する施設で、主に幼稚園、保育所、老人福祉センター、老人ホームなど
その他	「防災拠点施設」、「災害時要援護者施設」以外の施設で、主に、賃貸共同住宅、病院（防災拠点施設除く）、学校（防災拠点施設除く）、博物館、店舗、事務所、工場など

【図 2-5 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（防災拠点・災害時要援護者施設別）】



【表 2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況】

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物		新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	計			
防災拠点施設	公共建築物	330	900	4	904	1,234	1,230	99%
		617	1,204	27	1,231	1,848	1,821	99%
		600	1,022	234	1,256	1,856	1,622	87%
	民間建築物	138	52	18	70	208	190	91%
		112	35	59	94	206	147	71%
		95	2	126	128	223	97	43%
小計	468	952	22	974	1,442	1,420	98%	
695	1,024	360	1,384	2,079	1,719	83%		
災害時要援護者施設	公共建築物	50	54	0	54	104	104	100%
		57	66	0	66	123	123	100%
		52	45	25	70	122	97	80%
	民間建築物	358	126	25	151	509	484	95%
		124	63	102	165	289	187	65%
		116	0	185	185	301	116	39%
小計	408	180	25	205	613	588	96%	
168	45	210	255	423	213	50%		
その他	公共建築物	745	921	87	1,008	1,753	1,666	95%
		828	908	154	1,062	1,890	1,736	92%
		799	873	245	1,118	1,917	1,672	87%
	民間建築物	8,561	1,170	2,409	3,579	12,140	9,731	80%
		7,642	788	3,489	4,277	11,919	8,430	71%
		7,554	222	5,091	5,313	12,867	7,776	60%
小計	9,306	2,091	2,496	4,587	13,893	11,397	82%	
8,470	1,696	3,643	5,339	13,809	10,166	74%		
8,353	1,095	5,336	6,431	14,784	9,448	64%		
合計	公共建築物	1,125	1,875	91	1,966	3,091	3,000	97%
		1,502	2,178	181	2,359	3,861	3,680	95%
		1,451	1,940	504	2,444	3,895	3,391	87%
	民間建築物	9,057	1,348	2,452	3,800	12,857	10,405	81%
		7,878	886	3,650	4,536	12,414	8,764	71%
		7,765	224	5,402	5,626	13,391	7,989	60%
小計	10,182	3,223	2,543	5,766	15,948	13,405	84%	
9,380	3,064	3,831	6,895	16,275	12,444	76%		
9,216	2,164	5,906	8,070	17,286	11,380	66%		

(上段:平成27年度調査)

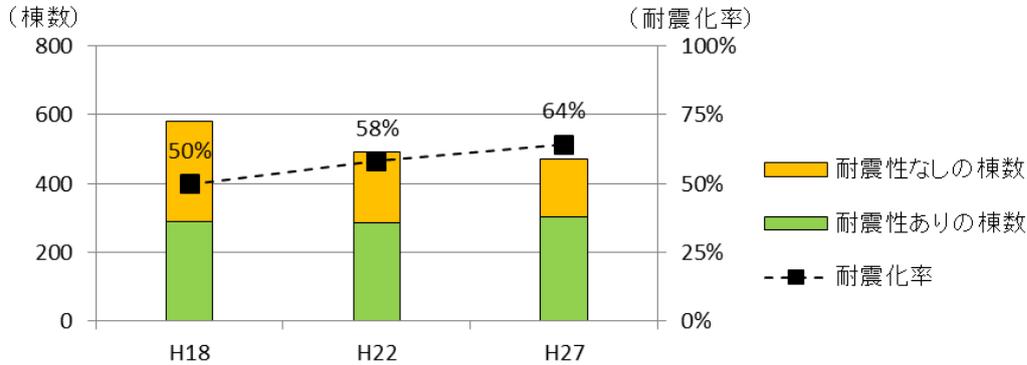
(中段:平成22年度調査)

(下段:平成18年度調査)

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

火薬類、石油類など危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況は、耐震化率が約64%で、「耐震性なし」の建築物が169棟あります。

【図 2-6 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況】



【表 2-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況】 (単位: 棟)

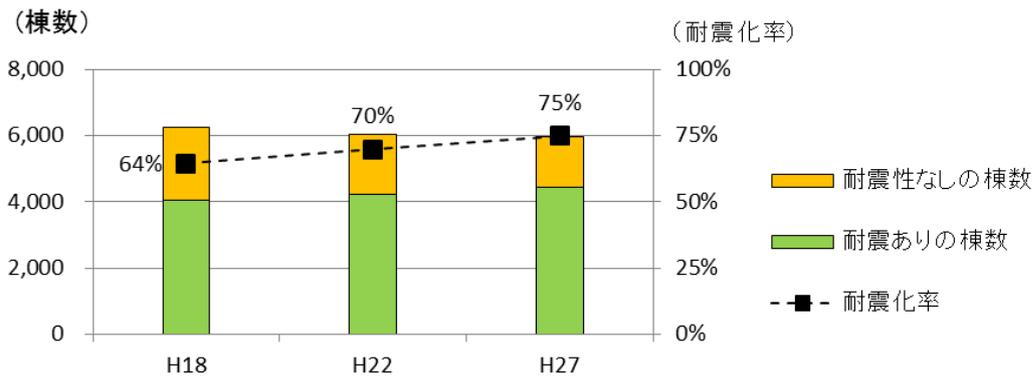
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	計			
平成27年度	261	41	169	210	471	302	64%
平成22年度	267	19	207	226	493	286	58%
平成18年度	289	0	293	293	582	289	50%

各年度調査による

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況は、耐震化率が約75%で、「耐震性なし」の建築物が1,500棟あります。

【図 2-7 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況】



【表 2-6 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の状況】 (単位: 棟)

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	計			
平成27年度	4,137	307	1,500	1,807	5,944	4,444	75%
平成22年度	4,128	92	1,830	1,922	6,050	4,220	70%
平成18年度	3,991	36	2,224	2,260	6,251	4,027	64%

※ 法第7条第2号の要安全確認計画記載建築物を含みます。

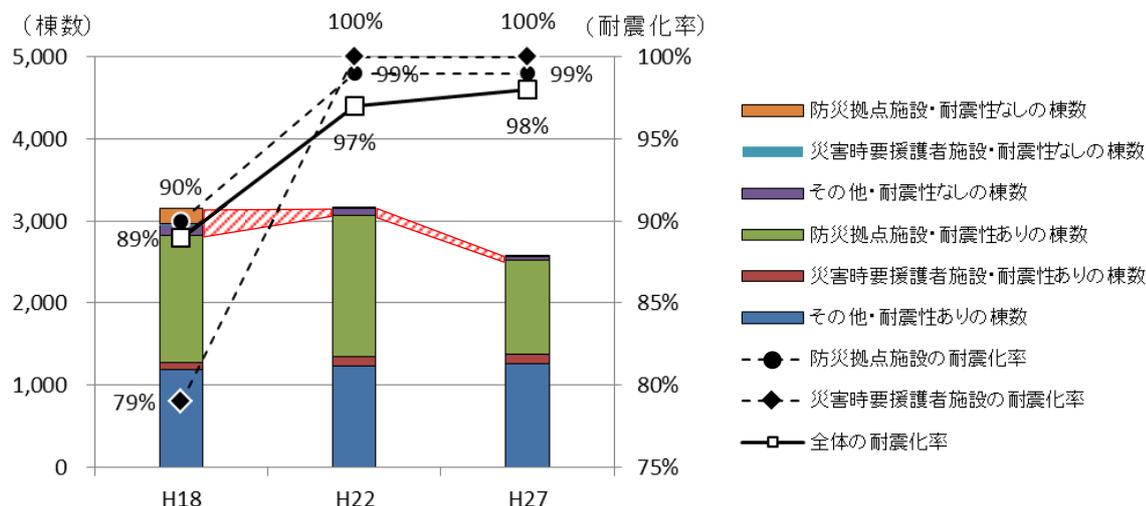
各年度調査による

(3) 市有建築物の耐震化の状況

多数の者が利用する建築物のうち市有建築物の耐震化率は約98%で、「耐震性なし」の建築物は52棟あります。

市有建築物を、「防災拠点施設」、「災害時要援護者施設」、「その他」に区分すると、耐震化率はそれぞれ、「防災拠点施設」が約99%、「災害時要援護者施設」が100%、「その他」が約96%です。

【図 2-8 市有建築物の耐震化の状況】



- ※ H25年の耐震改修促進法の改正を受け、建築物の規模の要件の取扱いの見直しにより、一部の建築物が対象外となったことなどから、H27年度調査の棟数は減少している。
- ※ 旧耐震建築物に該当する市有建築物の「コンクリート強度」については調査を継続中

【表 2-7 市有建築物の耐震化の状況】

(単位: 棟)

多数の者が利用する建築物(市有建築物)	新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	計			
防災拠点施設 ※1	322	828	2	830	1,152	1,150	99%
	583	1,134	5	1,139	1,722	1,717	99%
	566	979	181	1,160	1,726	1,545	90%
災害時要援護者施設	50	53	0	53	103	103	100%
	48	65	0	65	113	113	100%
	43	45	24	69	112	88	79%
その他 ※2	702	564	50	614	1,316	1,266	96%
	668	564	90	654	1,322	1,232	93%
	639	550	128	678	1,317	1,189	90%
合計	1,074	1,445	52	1,497	2,571	2,519	98%
	1,299	1,763	95	1,858	3,157	3,062	97%
	1,248	1,574	333	1,907	3,155	2,822	89%

(上段: 平成27年度調査)
 (中段: 平成22年度調査)
 (下段: 平成18年度調査)

- ※1 他団体施設との合築建築物について、市有建築物は耐震性を満たしているが、他団体施設部分は耐震性を満たしていないものは、耐震性なしに含まれています。
- ※2 その他に含まれる市営住宅のうち比較的狭い間隔で各住戸界に最上層から最下層まで連続して耐震壁が配置されている住棟については、愛知県の県営住宅に対する考え方と同様に、地震により人命に影響を及ぼすような倒壊や崩壊する危険性が低いとして、平成18年国交省告示第184号「資料編 資料-3(非木造)参照」において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」に分類されるものを除き、耐震性があるものとしています。

2-3 耐震化の目標

名古屋市における耐震化率の目標は、住宅及び特定の建築物を95%とし、多数の者が利用する建築物のうち市有の建築物では100%を目指します。

名古屋市では、国の基本方針に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の目標を設定します。さらに、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物についても、多数の者が利用する建築物と同様に設定します。

多数の者が利用する建築物のうち市有建築物は、前計画から引き続き目標を設定しています。

【表 2-8 耐震化の目標】

	国（基本方針）の耐震化目標	愛知県（県計画）の耐震化目標	本市（本計画）の耐震化目標
住宅	・平成 32 年までに耐震化率 95% ・平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	・平成 32 年度までに耐震化率 95%	・平成 32 年度までに耐震化率 95%
多数の者が利用する建築物	・平成 32 年までに耐震化率 95%	・平成 32 年度までに耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の数を平成 23 年度の 1/5 に削減	平成 32 年度までに耐震化率 95% 多数の者が利用する市有建築物については、平成 32 年度までに耐震化率 100%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	/	（平成 32 年度までに耐震化率 95%相当）	
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物	/		

(1) 住宅の耐震化の目標

住宅については、平成 32 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。

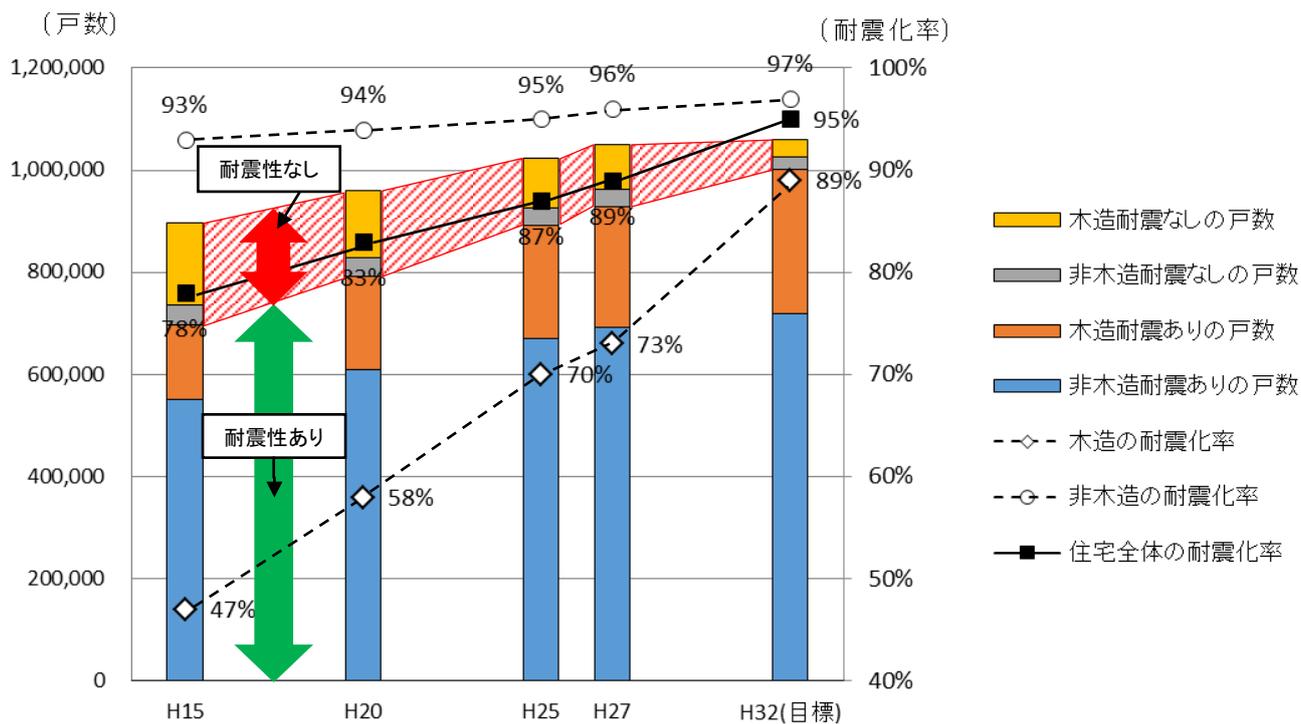
なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての居住世帯のある住宅を対象に目標を定めます。

名古屋市の住宅戸数は、平成 25 年度で 1,024 千戸となり、そのうち耐震性があると判断されるものは 893 千戸、耐震化率は 87%と推計されています。

平成 32 年度の住宅総数は 106 万戸になると推計されています。平成 25 年度において耐震性がある住宅は 893 千戸ですが、平成 32 年度に耐震化率 95%の目標を達成するためには、新築、建替え、耐震改修などにより耐震性がある住宅が 114 千戸増加することが必要です。そのうち、平成 28～32 年度に改修助成を活用して、2,000 戸の耐震化を促進する計画です。

このように目標が達成できるかは、今後の新築、建替えなどの動向に大きく左右されますが、耐震化に向けた様々な啓発を行い、意識を高め、住宅に関する他の助成制度との連携、利用しやすい制度への改善などの取り組みに努めます。

【図 2-9 住宅の耐震化の推移と目標】



【表 2-9 目標を実現するために必要な耐震改修戸数の推計】

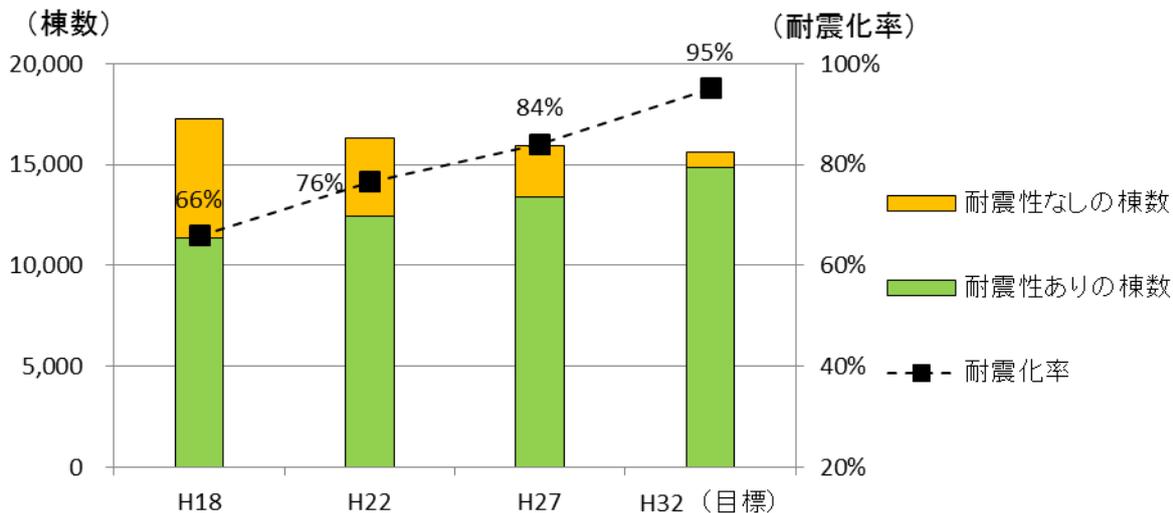
項目	年度	住宅戸数
① 平成32年度の住宅戸数	H32	1,060,000
② 耐震性がある目標住宅戸数	H32	1,007,000
③ 耐震性がある住宅戸数	H25	893,000
④ 耐震性がある住宅戸数の増加見込(新築・建替・改修)	H26～32	114,000
⑤ (うち市の耐震改修助成戸数)	H28～32	2,000

(2) 特定の建築物の耐震化の目標

①多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物については、平成 32 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。
特に、防災拠点施設、災害時要援護者施設については優先的に耐震化を図ります。

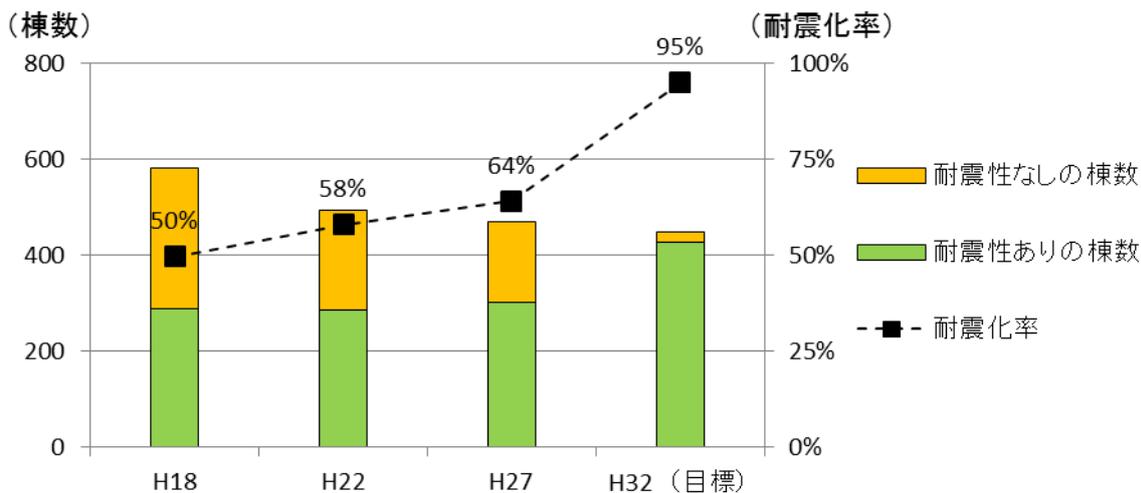
【図 2-10 多数の者が利用する建築物の耐震化の推移と目標】



②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類など危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、平成 32 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。

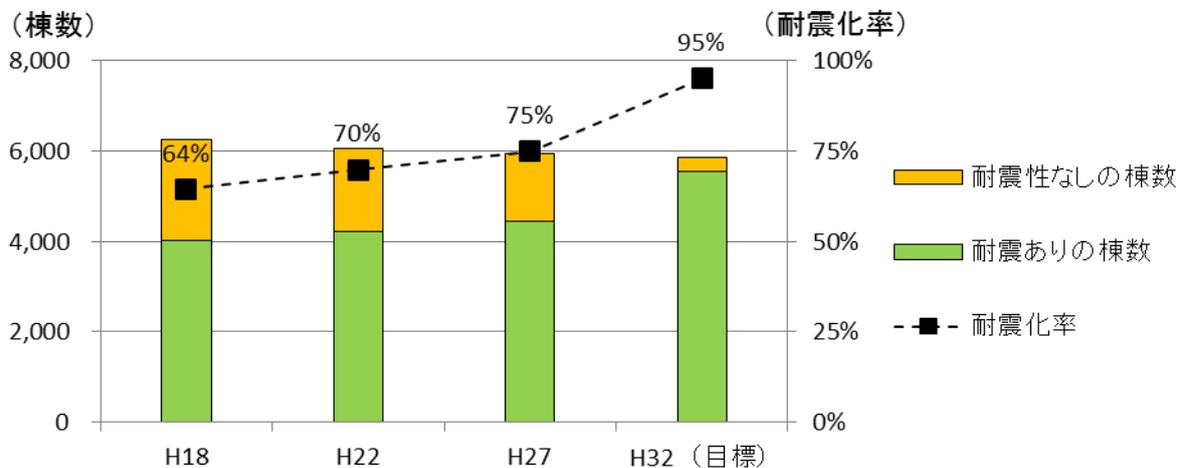
【図 2-11 危険物の貯蔵場又は処理場の耐震化の推移と目標】



③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、平成 32 年度までの耐震化率の目標を 95%とします。

【図 2-12 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の推移と目標】

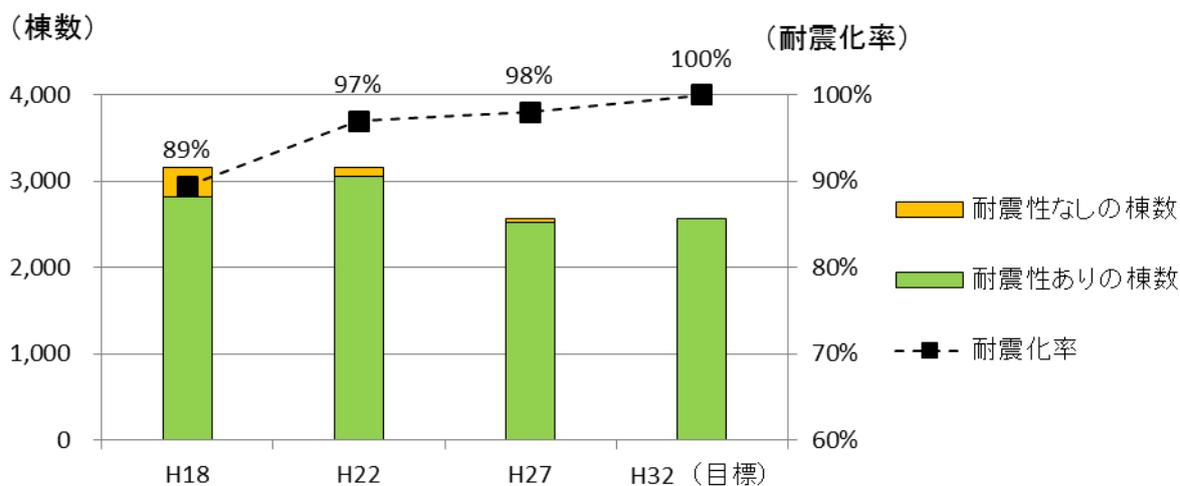


(3) 市有建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物のうち市有建築物については、耐震化率は 98%となっています。未だ耐震化されていないものの中には、対象建築物の整備方針が定まっていないものや、順次計画的に建て替えを実施するため本計画期間内に耐震化の完了が困難なものもありますが、平成 32 年度までの耐震化率の目標を 100%とします。

多数の者が利用する建築物以外の市有建築物についても、延べ面積が 200 m²を超える建築物から耐震化を進めます。

【図 2-13 市有建築物の耐震化の推移と目標】



第3章 住宅の耐震化促進の取り組み



3-1 住宅の耐震化促進の基本的な方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠です。名古屋市は、こうした所有者等の取り組みを支援していきます。所有者が建築物の耐震性を把握するために耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように、耐震化への意識啓発を進めます。また、耐震化を進めるための情報の提供や相談の実施、改修費用の負担を軽減するための助成制度、低コスト耐震化工法の開発・普及など必要な施策を講じ、耐震化促進に取り組んでいきます。

住宅については木造住宅の耐震化を最優先に進めます。木造住宅の耐震化率は約73%と低い値であることから、早急な対策が必要とされています。

木造住宅（長屋、共同住宅を含む）の所有者に対して無料で耐震診断を実施するとともに、耐震改修費用の助成を行っていきます。また、非木造住宅についても耐震診断費用、耐震改修費用の助成を進めていきます。その他、助成が受けられない住宅（昭和56年6月以降に着工等）についても、耐震相談に応じていきます。

まずは、耐震化への第一歩である耐震診断を受けて、耐震性を知ってもらい、耐震性が低い場合に耐震改修を行うよう普及・啓発に努め、耐震化率の向上を図っていきます。

3-2 耐震化促進支援制度等

(1) 耐震診断・耐震改修に係る助成制度等

平成7年の阪神・淡路大震災では、旧耐震の基準で建てられた木造住宅の被害が大きく、また亡くなった方の9割が家屋等の倒壊による圧死によるものでした。このため、名古屋市では、木造住宅を対象に平成8年度から半額助成の耐震診断事業を行ってきましたが、平成15年度からは耐震診断を無料化するとともに、耐震改修費用の助成を行っていきま。資料編 資料-4 参照

また、平成18年度からマンションなどの非木造住宅について耐震診断費用の助成を開始し、平成19年度からは非木造住宅の耐震改修設計・改修費用の助成を行い、平成21年度からは木造住宅の段階的改修の助成を開始し、平成23年度から25年度にかけて、木造住宅の助成を拡充してきました。

平成28年4月に発生した熊本地震で、古い木造住宅の1階やマンションなど非木造住宅の1階ピロティ部分に被害があり、改めて耐震対策の必要性が認識されたことから、新たな段階的改修



木造住宅1階の崩壊



ピロティの崩壊



ブロック塀の倒壊



耐震シェルター(一例)

など耐震対策が行いやすい支援制度の拡充を検討します。あわせて、ブロック塀や熊本地震後に
関心の高まった耐震シェルター等の安全対策についての支援制度の拡充も検討します。

耐震化率 95%を達成するため、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間で、9,000 戸の耐震診断、
2,000 戸の耐震改修の助成などによる支援を行い、耐震化を促進していきます。(P24 表 3-2 参照)

また、関連する情報の一括提供など市民の利便性の向上や様々な啓発を推進し、あわせて利用
しやすい助成制度とするための検討を行うことにより、さらなる耐震化の促進を図ります。

【表 3-1 住宅の耐震診断・耐震改修に係る助成制度等一覧】(平成 28 年 4 月現在)

	名 称	概 要	補助額等
木造住宅	民間木造住宅 無料耐震診断	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対して耐震診断員を派遣して耐震診断を行う。	対 象： 戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で在来軸組構法及び伝統構法で造られた 2 階建て以下の木造住宅 診断費用： 無料（市が全額負担）
	民間木造住宅 耐震改修助成 (一般改修)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	対 象： 本市の耐震診断の判定値*が 1.0 未満の木造住宅を、1.0 以上（最低 0.3 以上引き上げ）とする耐震改修工事 補 助 額： 一般世帯等 対象工事費の 1/2（上限 90 万円） 非課税世帯 対象工事費の 3/4（上限 135 万円）
	民間木造住宅 耐震改修助成 (段階的改修)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅を段階的に改修する費用の一部を補助する。	対 象： 本市の耐震診断の判定値*が 0.7 未満の木造住宅を、0.7 以上 1.0 未満とする耐震改修工事で、将来的に 1.0 以上を目指すもの 補 助 額： 一般世帯等 [1 段階目]対象工事費の 1/2（上限 40 万円） [2 段階目]対象工事費の 1/2（上限 50 万円） 非課税世帯 [1 段階目]対象工事費の 3/4（上限 60 万円） [2 段階目]対象工事費の 3/4（上限 75 万円）
非木造住宅	民間非木造住宅耐震診断助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。	対 象： 木造以外の住宅 補 助 額： 耐震診断費用（面積による上限あり）の 2/3 一住戸あたり 5 万円を限度 戸建て住宅は 8.9 万円を限度
	民間非木造住宅耐震改修助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	対 象： 木造以外の住宅 補 助 額： 耐震改修設計費用の 2/3 耐震改修工事費用（面積による上限あり）の 23%の 2/3 一住戸あたり戸建ては 60 万円、長屋及び共同住宅（マンション*を除く）は 30 万円、マンションは 50 万円を限度 *マンション： 階数 3 以上、延べ面積 1,000 m ² 以上、耐火又は準耐火建築物のもの

※判定値 1w 資料編 資料-3 (木造) 参照

【表 3-2 耐震診断・耐震改修助成の計画】

	H8～H19 (実績)	H20～H27 (実績)	H28～H32
民間木造住宅 無料耐震診断	17,348戸の 耐震診断※1	11,226戸の 耐震診断	9,000戸の 耐震診断
民間非木造住宅 耐震診断助成	(H18～) 1,954戸の 耐震診断	7,150戸の 耐震診断	
民間木造住宅 耐震改修助成	(H15～) 1,271戸の 耐震改修	1,795戸の 耐震改修	2,000戸の 耐震改修
民間非木造住宅 耐震改修助成	(H19～) 75戸の 耐震改修	541戸の 耐震改修	

※1) H8～H14は半額助成。H15より診断無料化。

(2) 住宅に係る耐震改修促進税制等

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において、「住宅に係る耐震改修促進税制」が創設されました。これは、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が適用となるものです。(平成 28 年 4 月現在)

これに加え、平成 26 年度より住宅の耐震改修を行った場合の住宅ローンについても一定の税制による支援が受けられるようになりました。名古屋市ではこれらの税制の特例措置を広く周知するよう努め、耐震化促進を図ります。[資料編 資料-5 参照](#)

(3) 耐震リフォーム融資

住宅の耐震改修を行う場合、住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく計画の認定を受けた改修計画や、機構の定める耐震性に関する基準に適合するための工事についての融資制度があり、バリアフリー工事や増改築等とあわせて融資を受けることができます。また、満 60 歳以上の方は高齢者向け返済特例制度をご利用できます。(平成 28 年 4 月現在)名古屋市ではこの融資制度を広く周知するよう努め、耐震化促進を図ります。[資料編 資料-6 参照](#)

(4) 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。

そこで、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、耐震改修促進法に基づき、市内にある特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居として活用し、耐震改修の促進を図ります。[資料編 資料-7 参照](#)

(5) 施策パッケージ

様々な課題がある木造住宅密集地域の改善を図るため、耐震化支援制度とあわせて、老朽木造住宅除却助成制度や接道許可制度などの各種施策をパッケージとして展開しています。

また、住宅の状態によっては、耐震改修よりも建替えにより耐震化を促進する場合もあるため、耐震化促進という観点からの除却助成制度のあり方の検討を行うなど、様々な面から施策の拡充を図っていきます。[資料編 資料-8 参照](#)

3-3 啓発

名古屋市では、住宅の耐震化を促進するために、啓発内容を拡充し、また、各種施策との連携を強化するなど、様々な啓発活動を進めます。

名古屋市では、住宅の耐震化を促進するため、様々な啓発を行ってきており、その結果、支援制度による木造住宅の耐震診断・耐震改修の累積件数は高い実績となっています。しかし、最近の診断・改修件数は、特に木造住宅において減少傾向が出ています。これは、支援制度を創設して10年以上経過し、関心の高い方の対応が進んだことや、対象の木造住宅にお住まいの方に高齢者の方が多いことから、動機づけが難しいことなどの理由によるものと思われます。それらを踏まえて、住宅の耐震化を促進するために、啓発内容を拡充するとともに各種施策との連携を強化します。さらに、特定のエリアで耐震対策を重点的に実施するためのアクションプログラムを作成するなど施策の取り組みに努め、一層の耐震化促進を図ります。

(1) 耐震相談員の派遣

名古屋市では、これまで耐震相談窓口を開設し、建築の専門家を相談員に招き、無料で耐震診断、補強方法、家具固定などの地震対策の相談を行ってきました。

平成25年度からは、これに替わるものとして、住宅をはじめとする建築物の耐震診断、耐震改修などの耐震対策についてアドバイスを行うため、建築の専門家を無料でご自宅などに派遣する耐震相談員派遣制度を開始しました。この制度により、現地でよりの確な耐震対策の相談ができ、また、市民は自宅ですべてサービスを利用できるため外に出かけにくい人も利用できるようになりました。

【表 3-3 耐震相談員派遣制度の概要】(平成28年4月1日現在)

	項目	内容
耐震相談員派遣	1. 利用できる方	市内に建築物を所有、賃借している方
	2. 相談内容	(1)建築物の耐震診断・耐震改修に関すること (2)名古屋市の耐震改修等助成制度に関すること (3)家具等の転倒防止対策に関すること (4)その他、防災対策に関すること
	3. 派遣する者	耐震相談員 (建築物の耐震対策の専門家として市に登録した建築士：登録69名)
	4. 派遣先	申請に係る建築物の所在地など
	5. 派遣日時	申請者と耐震相談員が調整して決定
	6. 費用	無料

(2) 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、建築物の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことも大切な課題です。そのた



防災イベント(木造住宅耐震実演)

め、町内会や自主防災組織の日常的な活動が重要となります。名古屋市では、地元組織の活動を育成し支援するとともに、連携して普及・啓発を行っていきます。

①地域ぐるみ耐震化促進支援事業

平成23年度から、地域の防災意識を高め民間住宅の耐震化を促進するため、町内会などの地域団体等が行う地震対策の取り組みに対して、経費の補助などの支援を行っています。

○耐震化おすすめ作戦

旧耐震の基準で建てられた木造住宅で耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、地域団体等が主体となって耐震診断の受診を勧める戸別訪問を支援します。

特に受診を迷われている方などに、自治会の役員など面識のある人が直接面談して耐震診断等について説明することは有効であり、地域のボランティアや建築団体等と連携して支援します。

○学習会・講習会

地域の防災意識を高めるため、専門家を招いて行う地震のしくみや地震対策等に関する学習会や講習会の開催を支援します。

○その他の取り組み

区役所や消防署などと連携して、耐震診断の勧誘、耐震改修相談会、防災訓練、防災マップづくり、家具の転倒防止などの地域における幅広い防災対策を支援していきます。

②地域における防災活動との連携事業

地域の方々が住宅の耐震対策について知りたいことや疑問に思うことをテーマに、市の職員が直接訪問してお話をする「市政出前トーク」をはじめ、区役所・消防署などと地域の方々が協働で取り組む様々な防災活動の場を活用し、職員及び専門家等を派遣して、無料耐震診断・改修助成制度のPRや地域で取り組む震災対策の重要性などを地域住民に呼びかけるほか、各種イベントにも参加するなど、積極的に耐震化の啓発活動を行います。



地域ぐるみ耐震化おすすめ作戦



地域ぐるみ学習会



耐震トーク



防災イベント

地域の防災活動のひとつに耐震化への取り組みを根付かせるために、地域に密着した普及・啓発活動を行っていきます。

③ボランティア団体等との連携

耐震対策や家具転倒防止等のボランティア団体やNPO法人と防災イベント等での連携を図り、災害ボランティア連絡会等で耐震化支援制度等のPRを行います。

(3) 木造住宅への啓発

①ポスティング

建築物の耐震化への第一歩である耐震診断を受診しやすくするために、木造住宅の所有者の郵便受けに、直接「無料耐震診断申込書」等を投函する「ポスティング」を行っています。

無料耐震診断は、旧耐震の基準で建てられた木造住宅の所有者を対象としています。木造住宅を現地で確認しながら「ポスティング」を実施し、「無料耐震診断申込書」を所有者に直接配布することで、耐震診断の受診を促します。



②ダイレクトメール

木造住宅の無料耐震診断の結果、耐震対策の必要がある方を対象に、改修助成制度の拡充や耐震相談員派遣制度などをお知らせする「ダイレクトメール」を送付します。あわせて、アンケート調査を行い、耐震化促進の課題の把握に努めます。調査にあたっては、診断結果の印象が強いうちに改修をお勧めするため、診断後早い時期に行うよう努めます。

(4) 非木造住宅への啓発強化

住宅耐震化の啓発活動は、これまで耐震化の遅れている木造住宅について重点的に行ってきました。一方で、マンションなどの非木造住宅については、木造住宅に比べ耐震性のある住宅の割合は高いものの、旧耐震のマンションの取り組みの遅れが問題になっています。そのため、非木造住宅への啓発を強化していきます。

①マンション管理関連団体への啓発の強化

マンションの区分所有者に対する啓発を強化するため、区分所有者の団体であるマンション管理組合に加え、管理業務を行うマンション管理会社や管理組合を支援するマンション管理士等、マンション管理関連の社団法人・NPO法人への耐震化の啓発を行います。

②賃貸共同住宅への啓発

特定の建築物のうち、「未診断」「未改修」と把握している賃貸共同住宅の所有者や管理者などに対して、耐震化の啓発を行います。

(5) 住宅への支援事業等との連携

①福祉施策との連携

住宅のバリアフリー化などの住宅改修費の支給制度と連携し、住宅改修にあわせた耐震改修や耐震シェルター等の設置を促します。[資料編 資料-9 参照](#)

②環境施策との連携

住宅用太陽光発電設備の設置費用の補助制度と連携し、旧耐震建築物にお住いの場合に耐震化支援制度の案内を行います。[資料編 資料-9 参照](#)

③家具転倒防止施策等との連携

ボランティアによる家具転倒防止の支援事業等と連携し、必要に応じて耐震対策の案内を行います。[資料編 資料-9 参照](#)

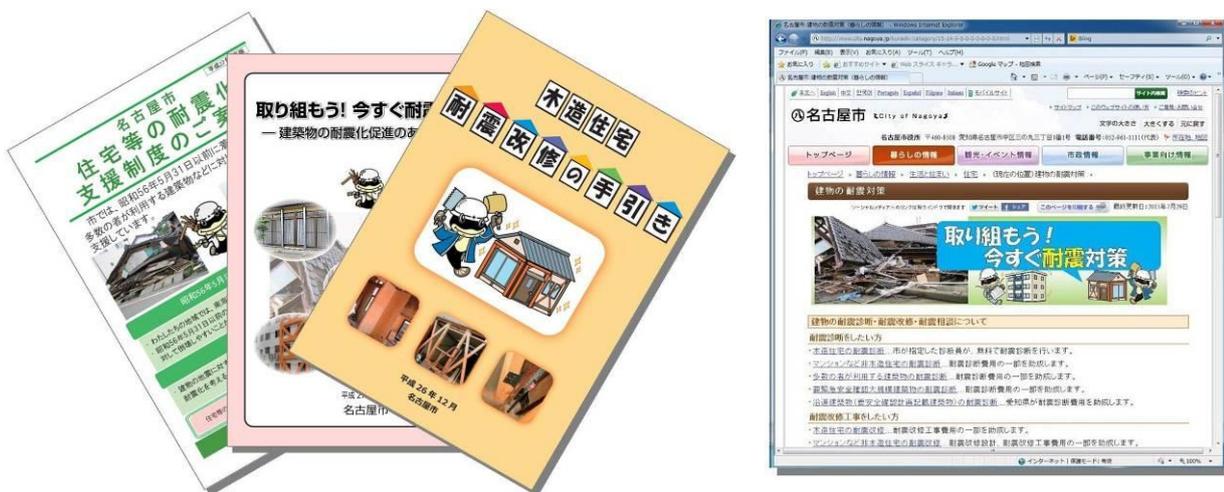
(6) 情報提供

①パンフレット、インターネット

各種パンフレットを作成するほか、名古屋市のウェブサイトでは、木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震改修助成制度、耐震相談員派遣制度をはじめとする耐震化支援制度等についての情報を提供しています。木造住宅無料耐震診断の申込書については、ウェブサイトからダウンロードすることができます。

また、住宅への各種支援制度のウェブサイトと相互リンクにより、住宅リフォーム等とあわせた耐震改修への誘導をめざした情報提供を行います。

さらに、ウェブサイト「なごや動画館まるはっちゅーぶ」において、名古屋市が行う住宅等の耐震対策事業をわかりやすく紹介する動画を制作し、公開しています。



②改修事業者や改修費用についての情報提供

耐震改修工事を検討する場合に、改修事業者の情報がなく不安で決められないといった市民の声が少なくありません。そのため耐震改修工事に関する設計者、工事施工者を選定しやすくする

ために、改修実績のある事業者の情報は、愛知県建築物地震対策推進協議会のウェブサイトで公開しており、市の無料耐震診断の結果報告時に市内の改修実績者の一覧をお渡ししています。

また、木造住宅無料耐震診断を受けた住宅所有者が、より円滑に耐震改修に取り組むことができるようにするため、耐震診断結果報告書の中で耐震改修概算工事費を算定し提示しています。

さらに、これまでに安価な工法や簡便な工法が多数開発されていることから、これらのPR、普及に努めるとともに、これまでの助成対象の事例を紹介し、耐震改修工事の具体的内容、費用、工期などについての情報を提供し、工事に対する不安、躊躇を取り除き、安心して改修ができる環境づくりを進めます。

③地震ハザードマップ等の作成・公表

名古屋市では、建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図として地震ハザードマップ等を作成し、市民に情報提供を行っています。

i) あなたの街の地震ハザードマップ

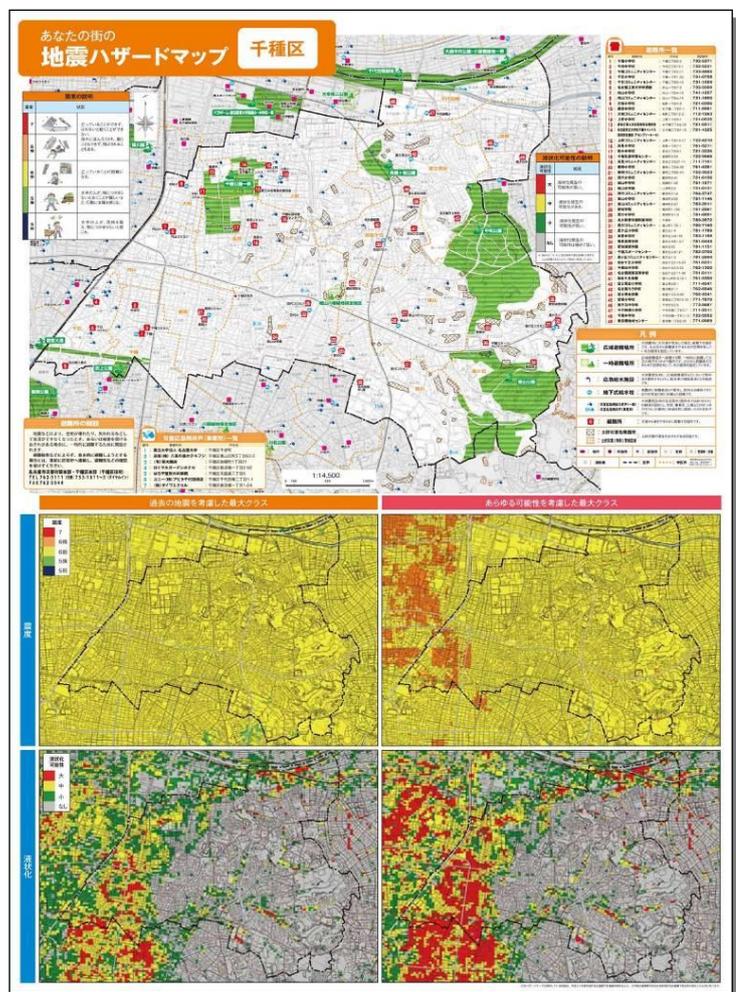
名古屋市では、平成16年8月に、東海・東南海連動地震による震度や液状化危険度の予想結果などを各区ごとに示した「あなたの街の地震マップ」を作成し、各戸に配布しました。

また、南海トラフで発生する地震として、「過去の地震を考慮した最大クラス」と「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の2つの地震を想定して被害予測調査を行い、この結果をお知らせするため、平成26年3月に「あなたの街の地震ハザードマップ」を作成し、各戸に配布しました。

このマップには、震度と液状化可能性について、約50m四方の区画（メッシュ）ごとに予測結果を表示しています。

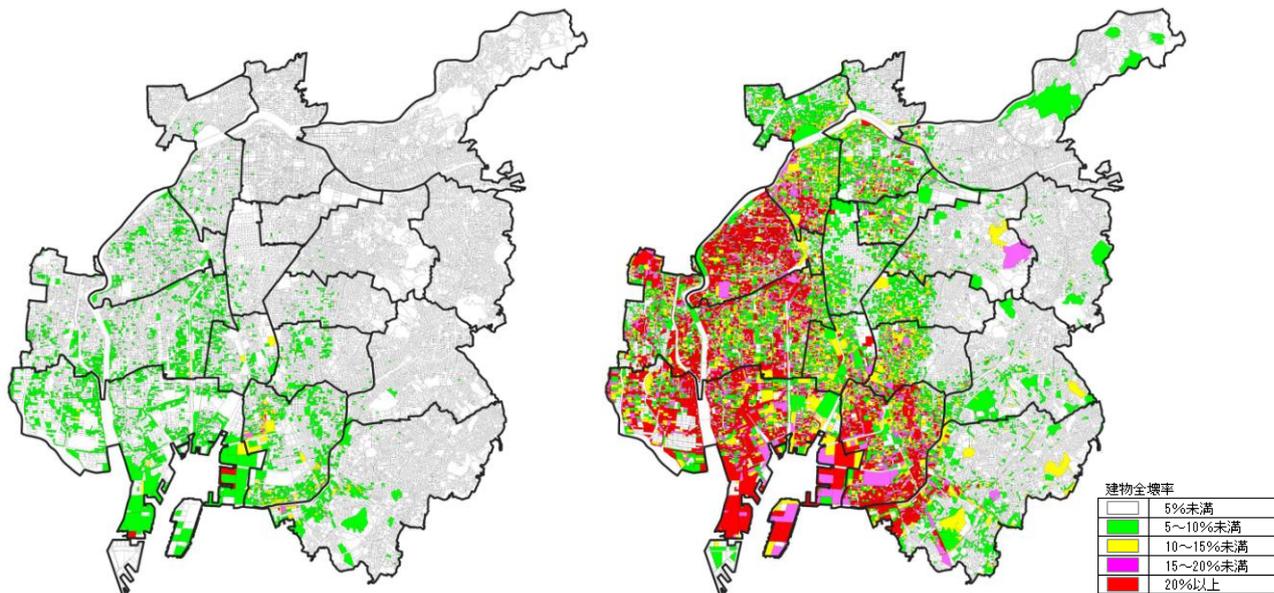
ii) 地震災害危険度評価

「震災に強いまちづくり方針」（平成27年1月改定）では、南海トラフ巨大地震の被害想定（「過去の地震を考慮した最大クラス」及び「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」）をもとに、本市の市街地整備状況下における地震災害の危険度を評価し、ウェブサイト「都市計画情報提供サービス」にて結果を公表しています。なお、建築物の耐震化に関連する地震災害危険度評価結果を次頁に示します。



a. 建物倒壊の危険性～地区の建物の壊れやすさ～

建物構造及び建築年と、被害想定において地盤状況を考慮して計算された震度、液状化可能性により、建物が全壊する割合を街区ごとに評価

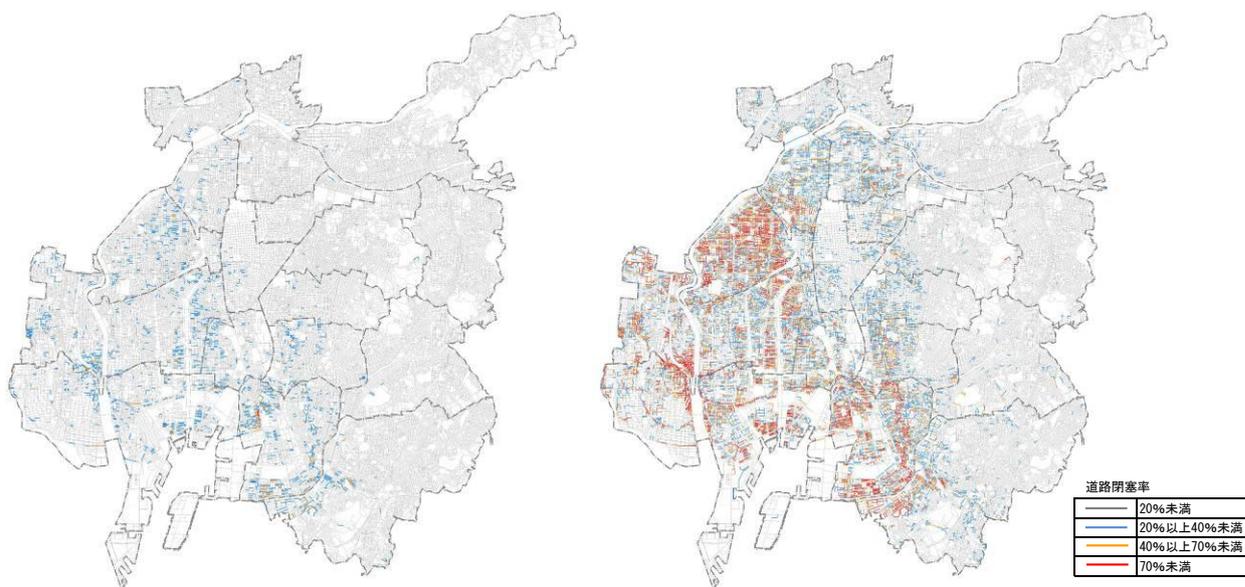


過去の地震を考慮した最大クラス

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

b. 道路閉塞の危険性～地区の避難のしにくさ（道路）～

建物が全壊する割合をもとに、沿道の各建物高さと道路の幅員を考慮し、道路が閉塞する確率※を算出



過去の地震を考慮した最大クラス

あらゆる可能性を考慮した最大クラス

※沿道建物の倒壊により道路が閉塞し、歩行避難通行が確保される幅員（2m）が残されない確率（交差点間ごと）

3-4 県・他都市・関係団体等との連携による取り組み

(1) 愛知県建築物地震対策推進協議会

「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、愛知県及び県内全市町村及び建築関係団体で構成され「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物及び宅地の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として設置されています。

① 専門家育成のための地域単位での研修会

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に推進されるよう、診断・改修マニュアル等を作成すると共に、このマニュアル等を教材として「専門家育成のための地域単位での研修会」を実施し関連技術者等の資質の向上を図っていきます。



専門家育成のための研修会

② 大工・工務店向け耐震改修促進研修会

大工・工務店を対象に実務面での知識、手法について、勉強会を実施します。学識者や技術者を講師とし、スキルアップを支援します。

③ 耐震診断員養成講習会の支援

建築関係団体が実施する耐震診断員養成講習会を支援します。

(2) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」（以下「減災協議会」という。）は、県内の3国立大学法人である名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等が連携して、災害軽減システムの研究を推進し、地域へ研究成果や技術の普及と防災意識の啓発を行うことにより、建築地震災害を軽減することを目的として設立されています。

① 低コスト耐震化工法の開発・普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためには、低廉な改修費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれているところです。

そこで、減災協議会では、低コスト耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、これらの技術を広く普及することを目指しています。



減災協議会ウェブサイト

i) 木造住宅の耐震改修工法評価

木造住宅に対する耐震改修技術の総合的な評価と、工法選択のための情報提供を目的として、工法評価委員会を設置しています。住宅の所有者や施工者に耐震改修工事を計画するときの参考として役立ててもらうため、各メーカーが開発したものや減災協議会が開発に関わったものなどを独自に評価することで、耐震補強効果が定量的に確認できるようにしているほか、各メーカーの工法の特徴をわかりやすくまとめた「工法の概要」を減災協議会のウェブサイトに掲載しています。

平成 28 年 4 月時点で、76 の工法が実用化され、耐震改修工事の補助対象として認められています。

ii) 安価な耐震改修工法講習会

開発・評価された耐震改修工法の普及を目的として、専門家向けの安価な耐震改修工法講習会を実施しています。実情に見合った工法の選択を可能にし、耐震改修工事の低コスト化が図られるよう、「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」を発行し、講習会テキストとして配布しているほか、減災協議会のウェブサイトにも掲載しています。

②耐震化アドバイザーの養成

地域で耐震化の必要性をPRし、建築物の耐震化の推進や家具の固定に関する相談・助言を行い、建築の専門的アドバイスを行うなどの役割を担うことができる人材の養成を目的として、「耐震化アドバイザー養成講座」を実施しています。

これまでも多くのアドバイザーを養成しており、平成 27 年までに約 600 名の登録があります。

③耐震改修事例コンペ

既存住宅の耐震性能向上を目的とした耐震改修事例を募集し、技術、費用、効果、デザイン性等を審査して、優秀事例を表彰します。

(3) その他

①住宅金融支援機構のリフォーム融資制度の案内

耐震改修工事の相談時などに、本市の助成制度とあわせて、住宅金融支援機構のリフォーム融資制度をご案内します。

②住宅支援各種窓口への耐震化支援制度の案内

住宅の賃貸・住み替え等をする場合に利用される住宅支援事業の各種窓口へ、耐震改修助成を含めたりフォーム工事を行う際の支援制度を案内し、本市の制度のPRを行います。

第4章 建築物の耐震化促進の取り組み



4-1 建築物の耐震化促進の基本的な方針

災害時には、学校は避難所等として活用され、病院では負傷者の治療が、国や地方公共団体の庁舎では災害対策活動が行われるなど、多数の者が利用する建築物には、平常時の利用者の安全確保はもちろんのこと、防災拠点施設としても重要な施設が含まれています。

また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、万が一倒壊に至った場合は多大な被害につながるおそれがあり、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、倒壊した場合、多数の者の円滑な避難が困難になったり、緊急車両の通行障害などにより消火・救助活動に支障となるおそれがあります。

名古屋市は、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対し、耐震診断、耐震改修についての指導・助言を行います。特に、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を定める期限までに所管行政庁（名古屋市）に報告することが義務付けられており、これらの建築物に対して耐震化促進支援制度を創設し、耐震化を支援していきます。

(1) 特定既存耐震不適格建築物等※

民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を満たすものに対して耐震化の支援制度を設けるほか、耐震診断、耐震改修について個別に指導・助言等を行います。

※「特定既存耐震不適格建築物等」とは、「特定既存耐震不適格建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」をいう。(P8表2-1参照)

(2) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

耐震化の支援制度を設けるほか、耐震診断の結果について、定める期限までに円滑な報告がなされるよう、対象建築物の把握に努めるとともに啓発を行います。診断結果の報告期限後、報告内容の公表を行います。

(3) 市有建築物

多数の者が利用する建築物のうち耐震性のない市有建築物については、順次計画的に建て替えや改修を実施していきます。できるだけ早期に耐震化率100%が達成できるよう推進していきます。

4-2 耐震化促進支援制度等

民間建築物の耐震化を促進するため、特定既存耐震不適格建築物等のうち一定の要件を満たすものに対して耐震化促進支援制度を創設し、耐震化を支援していきます。

(1) 耐震診断・耐震改修に係る助成制度等

名古屋市では、平成 24 年度から、特定既存耐震不適格建築物等のうち多数の者が利用する建築物について、耐震診断費用の助成を行っています。[資料編 資料-4 参照](#)

また、平成 26 年度から、要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断・改修費用の助成制度を創設しました。(耐震診断の報告期限が平成 27 年末のため、この診断助成は平成 27 年度に受付終了)平成 28 年度からは、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物の耐震診断費用、要安全確認計画記載建築物の耐震改修費用の助成制度を創設し、耐震化を支援します。

要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断義務付け路線の沿道建築物に対しては、愛知県における耐震診断費用の補助事業を活用し、耐震化を支援していきます。

【表 4-1 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・耐震改修に係る助成制度等一覧】
(平成 28 年 4 月現在)

	名 称	概 要	補助額等
耐震診断助成	多数の者が利用する建築物の耐震診断助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された特定既存耐震不適格建築物のうち多数の者が利用する建築物に対して、耐震診断の費用の一部を補助する。	対 象：多数の者が利用する建築物で、住宅を除く民間の建築物 補 助 額：耐震診断費用（面積による上限あり）の 2/3 1 棟あたり 150 万円を限度
	要安全確認計画記載建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された重要な道路の沿道建築物に対して、耐震診断の費用の一部を補助する。	対 象：耐震診断義務付け路線の沿道建築物（民間） 補 助 額：耐震診断費用（面積による上限あり）の全額
	防災拠点建築物の耐震診断助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された防災拠点建築物に対して、耐震診断の費用の一部を補助する。	対 象：防災拠点建築物（民間） 補 助 額：耐震診断費用（面積による上限あり）の 2/3、1 棟あたり 600 万円を限度 ※2
耐震改修助成	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された要緊急安全確認大規模建築物に対して、耐震改修の費用の一部を補助する。	対 象：要緊急安全確認大規模建築物（民間） 補 助 額：耐震改修設計費用の 2/3、1 棟あたり 400 万円を限度 ※2 耐震改修工事費用（面積による上限あり）の 23%、1 棟あたり 5,500 万円を限度 ※2
	要安全確認計画記載建築物の耐震改修助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された要安全確認計画記載建築物に対して、耐震改修の費用の一部を補助する。	対 象：要安全確認計画記載建築物（民間） 補 助 額：耐震改修設計費用の 2/3、1 棟あたり 400 万円を限度 ※2 耐震改修工事費用（面積による上限あり）の 2/3、1 棟あたり 5,500 万円を限度 ※2

※1 愛知県における補助事業

※2 期限付き措置として、別途、国の上乗せ助成（耐震対策緊急促進事業）あり

(2) 耐震改修促進税制及び融資制度

①耐震診断義務付け対象建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、①耐震改修をした場合の法人税・所得税の特別償却、②耐震改修をした場合の固定資産税の減額という特例措置が講じられています。

②融資制度

愛知県において、中小企業者の資金ニーズにお応えするため、融資制度を実施しています。また、日本政策金融公庫においても、耐震診断・耐震改修に要する資金の融資制度を実施しています。

4-3 特定既存耐震不適格建築物等への啓発・指導等

特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存耐震不適格建築物及び要安全確認計画記載建築物をいいます。(P8表2-1参照)

本計画では、特定既存耐震不適格建築物等について耐震化を進めます。また、「要緊急安全確認大規模建築物」や「要安全確認計画記載建築物」の耐震診断義務付け対象建築物を中心に支援制度を充実させ、耐震化を促進することにより、耐震化の底上げを図っていきます。

(1) 特定既存耐震不適格建築物等

特定既存耐震不適格建築物等の指導等の対象建築物数は以下のとおりです。

【表 4-2 特定既存耐震不適格建築物等の対象建築物数】 (単位:棟)

特定既存耐震不適格建築物等		対象建築物数
多数の者が利用する建築物	公共建築物	91
	民間建築物	2,452
	小計	2,543
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		169
地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物		1,500
合計		4,212

(平成27年度調査)

(2) 特定既存耐震不適格建築物等への啓発・指導

①多数の者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物のほとんどを含む）

建築物調査などにより「未診断」と把握している建築物への診断助成の啓発を行います。また、要緊急安全確認大規模建築物で耐震性が不十分なものへの改修助成の啓発を行います。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（要緊急安全確認大規模建築物の一部を含む）

要緊急安全確認大規模建築物で耐震性が不十分なものへの改修助成の啓発を行います。

③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物の多くを含む）

要安全確認計画記載建築物に診断助成の啓発を行うとともに、報告期限（平成31年3月末）までの診断結果報告の働きかけを行い、期限後に診断結果を公表します。また、要安全確認計画記載建築物で耐震性が不十分なものへの改修助成の啓発を行います。

④防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物の一部）

防災拠点建築物に診断助成の啓発を行うとともに、報告期限（平成31年3月末）までの診断結果報告の働きかけを行い、期限後に診断結果を公表します。また、防災拠点建築物で耐震性が不十分なものへの改修助成の啓発を行います。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物についての公表・命令・指導・指示等

①取組状況

i) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年度の耐震改修促進法の改正により、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断が義務付けられたため、市内の対象建築物をリスト化し、個別訪問等を繰り返して診断結果を法定期限である平成27年12月末までに報告するよう啓発・指導を行ってきました。また、平成26年度には対象建築物について診断・改修助成制度を創設し、その利用を呼びかけております。（診断助成は27年度に受付終了）

ii) 要安全確認計画記載建築物

平成25年度の耐震改修促進法の改正により、地方公共団体の耐震改修促進計画で指定した道路の沿道建築物や防災拠点建築物を要安全確認計画記載建築物として耐震診断の義務付けができることになりました。それを受けて愛知県は平成26年3月に耐震診断義務付け路線の沿道建築物について耐震診断・結果報告を義務付け、さらに平成27年7月に防災拠点建築物についても耐震診断・結果報告を義務付けました。（耐震診断結果の報告期限は平成31年3月末）

名古屋市は診断義務化された沿道建築物の対象把握に努め、平成26年度から対象建築物に対して個別訪問等により啓発・指導を行っています。また、防災拠点建築物についても平成27年度から啓発・指導を行っています。

あわせて、平成28年度には対象建築物について診断（沿道建築物を除く）・改修助成制度を創設し、周知を図っています。

②耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果については、要緊急安全確認大規模建築物については用途ごとに、要安全確認計画記載建築物については耐震改修促進法第7条各号に掲げる建築物の区分に応じ、報告期限が同一である建築物ごとに、建築物の概要等とあわせて一覧できるよう取りまとめたうえで公表します。公表は、本市のウェブサイトに掲載するなどの方法を検討します。

③耐震診断についての命令・公表

耐震診断の義務付け対象建築物の所有者が耐震診断結果について報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命令することができます。当該所有者に安全性に関する報告をさせ、又は担当職員が立入り検査を行うことがあります。

命令を行った場合は、所有者の氏名、建築物の概要等を明示して命令を行った旨を公表します。

公表は、名古屋市のウェブサイトに掲載するなどの方法を検討します。

④耐震改修についての指導・助言

耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該所有者に対して、国の基本方針の技術指針事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案し、耐震改修について必要な指導及び助言を行うことができます。

⑤耐震改修についての指示・公表

耐震診断義務付け対象建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案し、必要な指示を行うことができます。「正当な理由」がなく指示に従わない時は、公表することが妥当であると判断された場合は公表します。

(4) 特定既存耐震不適格建築物についての指導・指示等

①指導・助言

特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該所有者に対して、技術指針事項を勘案し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うことができます。

②耐震診断、耐震改修についての指示・公表

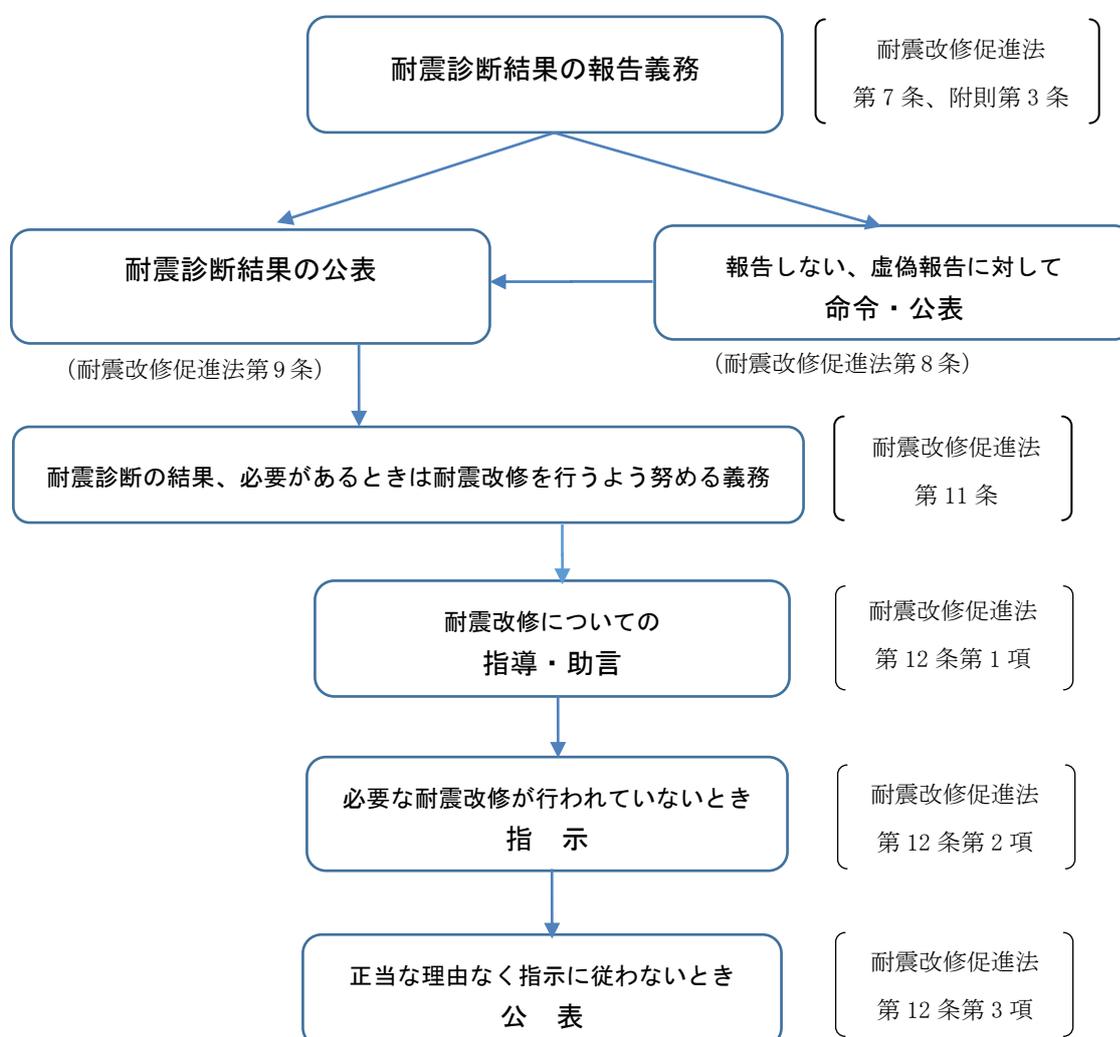
耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」[資料編 資料-10 参照]という。）について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案し、必要な指示を行うことができます。「正当な理由」がなく指示に従わない時は、公表することが妥当であると判断した場合は公表します。

(5) 建築基準法に基づく勧告・命令

建築基準法第10条に基づき、建築物の敷地、構造、建築設備が著しく保安上危険となるおそれがある場合等に、当該建築物の所有者等に対して、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他の必要な措置の勧告又は命令をすることができます。

資料編 資料-11 参照

〈耐震診断義務付け対象建築物への働きかけについて耐震改修促進法上のフロー図〉



第5章 関連する安全対策



(1) 耐震化の円滑な促進のための措置

①耐震改修計画の認定

建築基準法においては、既存不適格建築物の増改築等を行う際には現行基準に適合させることが必要となるなど、耐震改修を実施する上でのさまざまな場合があります。所管行政庁（名古屋市）から耐震改修促進法第17条に基づく耐震改修計画の認定を受けた場合、工事後も引続き既存不適格建築物として取り扱うことができるなど、制限の緩和や特例措置が受けられます。

平成25年11月の改正耐震改修促進法施行により、耐震性を向上させるための増築時に、容積率又は建ぺい率制限に適合しないことがやむを得ないと認められる場合などに、当該認定を受けた場合には、容積率又は建ぺい率の規制は適用されない措置が設けられました。

②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

区分所有建築物（マンション等）において大規模な耐震改修を行おうとする場合、区分所有法上、決議要件は区分所有者及び議決権の各4分の3以上とされています。

平成25年11月の改正耐震改修促進法施行により、所管行政庁（名古屋市）から同法第25条による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を受けた場合、耐震改修の決議要件を過半数に緩和できる措置が設けられました。認定を受けた区分所有建築物の区分所有者は、耐震改修を行う旨の努力義務が課せられるほか、所管行政庁（名古屋市）による指導・助言、指示等の対象となります。

③建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震性に係る表示制度）

平成25年11月の改正耐震改修促進法施行により、全ての建築物を対象として、所管行政庁（名古屋市）から同法第22条による建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けた場合、建築物が耐震性を有している旨を利用者の視認しやすい場所や広告に任意に表示することができる制度が創設されました。



(2) 耐震シェルター等設置の促進

大規模地震災害に備えて、市民の生命・財産を守るためには、耐震化の促進が不可欠ですが、耐震改修は住宅所有者にとって検討に要する労力や費用の面で負担が大きく、様々な要因から容易には実行できない場合もあります。

名古屋市では、平成24年度から高齢者・障害者等の方が居住する世帯を対象に、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の助成を行っており、より効果的で取り組みやすい制度となるよう検討します。



【耐震シェルター（一例）】



【防災ベッド（一例）】

【表 5-1 耐震シェルター等設置に係る助成概要】（平成 28 年 4 月現在）

	名 称	概 要	補助額等
耐震シェルター等設置	耐震シェルター等設置助成	耐震シェルター又は防災ベッド設置にかかる費用の一部を補助する。	<p>対 象：市の木造住宅無料耐震診断の結果、判定値が 0.7 未満で、市の改修助成を受けていない木造住宅のうち、高齢者・障害者等の方が居住する世帯など一定の要件を満たすもの</p> <p>補 助 額：耐震シェルター又は防災ベッド設置費用の 1/2（上限 20 万円）</p>

(3) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒により死傷などの被害が発生したり、建物からの避難等に支障が生じたりすることがあります。地震に対する事前の備えの中で、家具等の転倒防止は家庭や職場でできる効果の高い取り組みです。

だれでもすぐに取り組める身近な地震対策として、家具等の転倒防止について、各種イベント・講習会で普及・啓発を実施するとともに、本市のウェブサイトでも紹介するほか、「地域ぐるみ耐震化促進支援事業」や、「自助力向上促進事業」の中でも働き掛けを行い、地域主体による家具等の安全対策の取り組みを支援するなど、普及・啓発を進めていきます。

平成 27 年度からは、家具の固定が困難な世帯の支援をするため、家具転倒防止ボランティアの養成及び派遣をする取り組みを行っています。

(4) ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きとなって死傷者が発生したり、倒壊したブロックが道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすこととなります。

名古屋市では、倒壊の危険性のあるコンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀などを減らし、地震時の道路閉塞や倒壊による被害を防ぐため、平成 21 年度からブロック塀等の撤去について助成を行っており、より効果的な制度となるよう検討します。

また、ブロック塀等を生け垣に替えることは、緑化の推進や地震被害の軽減といった面から合理的な方法です。（公財）名古屋市みどりの協会では、生垣緑化についての助成を行っています。

【表 5-2 ブロック塀等撤去に係る助成概要】（平成 28 年 4 月現在）

	名 称	概 要	補助額等
ブロック塀等撤去	ブロック塀等撤去助成	道路に面する高さ 1m 以上のブロック塀等を撤去する費用の一部を補助する。	対 象：道路に面する高さ 1m 以上のブロック塀等で、倒壊の危険性のある塀を撤去する工事 補 助 額：撤去費用の 1/2（塀の長さに 4,500 円/m を乗じた額で上限 9 万円）

(5) 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震性にかかわらず、落下等により、歩行者や建物利用者に被害を及ぼす危険性があります。このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやウェブサイトで市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

市有建築物については、対策の必要となる施設のつり下げ天井の脱落防止対策を推進します。その他窓ガラス等の非構造部材についても必要な対策に努めます。

(6) エレベーターの安全対策

近年、地震発生時等において、建築物で使用されているエレベーターの緊急停止により、エレベーター内に閉じ込められる事例が発生しています。このため、地震によりエレベーター内に閉じ込められた場合の対処方法について利用者に周知を図るとともに、関係団体と協力して地震時管制運転装置の設置を促進していきます。

市有建築物についても、エレベーターの更新にあわせて、地震時管制運転装置等の設置を推進していきます。

(7) 長周期地震動対策

固有周期の長い超高層建築物等（高さが 60m を超える建築物及び地階を除く階数が 3 を超える免震建築物）が地震動の周期と共振した場合、比較的ゆっくりとした大きな揺れが長時間発生することが指摘されており、平成 23 年 3 月の東日本大震災においても、首都圏や震源から約 700km 離れた大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが長時間にわたり観測され、対策の必要性が再認識されたことから、国はパブリックコメント実施を経て平成 28 年 6 月に対策をとりまとめて公表しました。

これにより、新築の超高層建築物等は大臣認定を取得する際の運用を強化し、長周期地震動を用いた構造安全性の検証を求めることとなります。また、既存の超高層建築物等につきましては、今回示された建設地の設計用長周期地震動の大きさが、設計時に構造計算に用いた地震動を上回る場合には、安全性の水準についての再検証や必要に応じた補強等の措置を講ずることが望ましい旨を周知するものとなっています。（周知対象地域：CH1、CH2 [資料編 資料-12 参照](#)）

なお、改修等が必要となる場合、マンションを含む区分所有建築物については、国の支援制度（耐震対策緊急促進事業：改修設計、改修工事に要する費用の一部を補助）の活用が可能です。

名古屋市では、国の対策の概要を本市ウェブサイトに掲載するとともに、建築物所有者へのリーフレットの送付等により周知に努めます。

(8) 建築物の敷地の安全対策

東日本大震災では、建築物の敷地についても液状化現象による住宅への被害や、盛土による造成地の地滑りの崩落による被害などが広い範囲で発生しました。

① 宅地造成工事規制区域における安全対策

宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事及び都市計画法に基づく開発行為の実施にあたっては、耐震対策を加味した技術指針に基づき擁壁や法面等の設計について指導を行い、建築物の敷地についての安全対策を進めていきます。

② 盛土造成地における地震時の安全性の確保

丘陵地において盛土造成された宅地は、大地震により滑動崩落という現象を引き起こし、家屋や公共施設、更には人命にも多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されています。

滑動崩落とは、谷間や山の斜面等において盛土造成されたひとまとまりの宅地が、地震により滑ったり、崩れたりする現象です。

滑動崩落による被害は、阪神・淡路大震災、あるいは平成 16 年の新潟県中越地震などの大地震の際に多数発生しており、東日本大震災においても、仙台市の丘陵地をはじめ、盛土により造成された宅地において滑動崩落及びそれに伴う家屋等への被害が相当数発生しました。

名古屋市においても、東部方面の丘陵地を中心に多数の造成地が存在しており、大地震が発生した場合には滑動崩落による被害の発生が懸念されることから、一定の条件に該当する大規模盛土造成地の分布状況を把握し、平成 25 年度に「名古屋市大規模盛土造成地マップ」として公表しました。今後は、それらの滑動崩落に対する安全性を確認するための調査を実施していきます。

③ 液状化への対応

名古屋市では、大地震が発生した場合に、市域のほぼ半分が液状化の危険性が極めて高い地域と予測されていることから、地震ハザードマップや本市のウェブサイトなどにより、各地域における液状化の危険性等に関する情報提供や注意喚起を行っています。